

京王第285号
令和5年3月24日

国土交通大臣
齊藤 鉄夫 殿

東京都新宿区新宿三丁目1番24号
京王電鉄株式会社
代表取締役社長 社長執行役員
都村 智 氏

鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請書

当社では、このたび標記の旅客運賃上限を別紙のとおり変更いたしたく
鉄道事業法第16条第1項の規定に基づき関係書類を添付のうえ申請いた
します。



別紙1

1. 氏名又は名称及び住所

東京都新宿区新宿三丁目1番24号
京王電鉄株式会社
代表取締役社長 社長執行役員
都村 智史

2. 変更しようとする旅客運賃の上限を適用する路線

京王線	新宿	～	京王八王子	37.9 km
高尾線	北野	～	高尾山口	8.6 km
相模原線	調布	～	橋本	22.6 km
競馬場線	東府中	～	府中競馬正門前	0.9 km
動物園線	高幡不動	～	多摩動物公園	2.0 km
井の頭線	渋谷	～	吉祥寺	12.7 km

3. 変更しようとする旅客運賃の上限の種類、額及び適用方法

別添のとおり。

なお、すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。

4. 変更を必要とする理由

別紙2のとおり。

5. 鉄道事業法施行規則第32条第4項に基づき、所定運賃を上限の種類、額及び適用方法と同じものとする。

別 添

変更しようとする旅客運賃の上限の種類、額及び適用方法

申 請	現 行 (参 考)																																																																																																
<p>第1 運賃の計算方法 以下に記した額を最高額として別途定める額</p> <p>1 普通旅客運賃 対キロ区間制 別表1のとおり</p> <p>(1)、(2)、(3) 略</p> <p>(4) 運賃計算方 大人片道普通旅客運賃は乗車する発着区間の キロ程により、次により計算した額とする。</p> <p>イ 1円単位運賃</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">4キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">140円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">4キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">6キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">160円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">6キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">9キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">188円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">9キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">12キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">209円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">12キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">15キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">230円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">15キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">19キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">273円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">19キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">24キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">314円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">24キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">30キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">356円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">30キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">37キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">388円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">37キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">44キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">409円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">44キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">52キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">430円</td></tr> </table> <p>ロ 10円単位運賃</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">4キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">140円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">4キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">6キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">160円</td></tr> </table>	4キロメートルまで	140円	4キロメートルを超え		6キロメートルまで	160円	6キロメートルを超え		9キロメートルまで	188円	9キロメートルを超え		12キロメートルまで	209円	12キロメートルを超え		15キロメートルまで	230円	15キロメートルを超え		19キロメートルまで	273円	19キロメートルを超え		24キロメートルまで	314円	24キロメートルを超え		30キロメートルまで	356円	30キロメートルを超え		37キロメートルまで	388円	37キロメートルを超え		44キロメートルまで	409円	44キロメートルを超え		52キロメートルまで	430円	4キロメートルまで	140円	4キロメートルを超え		6キロメートルまで	160円	<p>第1 運賃の計算方法 以下に記した額を最高額として別途定める額</p> <p>1 普通旅客運賃 対キロ区間制 別表1のとおり</p> <p>(1)、(2)、(3) 略</p> <p>(4) 運賃計算方 大人片道普通旅客運賃は乗車する発着区間の キロ程により、次により計算した額とする。</p> <p>イ 1円単位運賃</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">4キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">126円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">4キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">6キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">136円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">6キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">9キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">157円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">9キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">12キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">178円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">12キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">15キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">199円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">15キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">19キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">242円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">19キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">24キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">283円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">24キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">30キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">325円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">30キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">37キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">346円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">37キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">44キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">367円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">44キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">52キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">388円</td></tr> </table> <p>ロ 10円単位運賃</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">4キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">130円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">4キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">6キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">140円</td></tr> </table>	4キロメートルまで	126円	4キロメートルを超え		6キロメートルまで	136円	6キロメートルを超え		9キロメートルまで	157円	9キロメートルを超え		12キロメートルまで	178円	12キロメートルを超え		15キロメートルまで	199円	15キロメートルを超え		19キロメートルまで	242円	19キロメートルを超え		24キロメートルまで	283円	24キロメートルを超え		30キロメートルまで	325円	30キロメートルを超え		37キロメートルまで	346円	37キロメートルを超え		44キロメートルまで	367円	44キロメートルを超え		52キロメートルまで	388円	4キロメートルまで	130円	4キロメートルを超え		6キロメートルまで	140円
4キロメートルまで	140円																																																																																																
4キロメートルを超え																																																																																																	
6キロメートルまで	160円																																																																																																
6キロメートルを超え																																																																																																	
9キロメートルまで	188円																																																																																																
9キロメートルを超え																																																																																																	
12キロメートルまで	209円																																																																																																
12キロメートルを超え																																																																																																	
15キロメートルまで	230円																																																																																																
15キロメートルを超え																																																																																																	
19キロメートルまで	273円																																																																																																
19キロメートルを超え																																																																																																	
24キロメートルまで	314円																																																																																																
24キロメートルを超え																																																																																																	
30キロメートルまで	356円																																																																																																
30キロメートルを超え																																																																																																	
37キロメートルまで	388円																																																																																																
37キロメートルを超え																																																																																																	
44キロメートルまで	409円																																																																																																
44キロメートルを超え																																																																																																	
52キロメートルまで	430円																																																																																																
4キロメートルまで	140円																																																																																																
4キロメートルを超え																																																																																																	
6キロメートルまで	160円																																																																																																
4キロメートルまで	126円																																																																																																
4キロメートルを超え																																																																																																	
6キロメートルまで	136円																																																																																																
6キロメートルを超え																																																																																																	
9キロメートルまで	157円																																																																																																
9キロメートルを超え																																																																																																	
12キロメートルまで	178円																																																																																																
12キロメートルを超え																																																																																																	
15キロメートルまで	199円																																																																																																
15キロメートルを超え																																																																																																	
19キロメートルまで	242円																																																																																																
19キロメートルを超え																																																																																																	
24キロメートルまで	283円																																																																																																
24キロメートルを超え																																																																																																	
30キロメートルまで	325円																																																																																																
30キロメートルを超え																																																																																																	
37キロメートルまで	346円																																																																																																
37キロメートルを超え																																																																																																	
44キロメートルまで	367円																																																																																																
44キロメートルを超え																																																																																																	
52キロメートルまで	388円																																																																																																
4キロメートルまで	130円																																																																																																
4キロメートルを超え																																																																																																	
6キロメートルまで	140円																																																																																																

申 請	現 行 (参 考)
6キロメートルを超え	6キロメートルを超え
9キロメートルまで 190円	9キロメートルまで 160円
9キロメートルを超え	9キロメートルを超え
12キロメートルまで 210円	12キロメートルまで 180円
12キロメートルを超え	12キロメートルを超え
15キロメートルまで 230円	15キロメートルまで 200円
15キロメートルを超え	15キロメートルを超え
19キロメートルまで 280円	19キロメートルまで 250円
19キロメートルを超え	19キロメートルを超え
24キロメートルまで 320円	24キロメートルまで 290円
24キロメートルを超え	24キロメートルを超え
30キロメートルまで 360円	30キロメートルまで 330円
30キロメートルを超え	30キロメートルを超え
37キロメートルまで 390円	37キロメートルまで 350円
37キロメートルを超え	37キロメートルを超え
44キロメートルまで 410円	44キロメートルまで 370円
44キロメートルを超え	44キロメートルを超え
52キロメートルまで 430円	52キロメートルまで 390円
ハ 略	ハ 略
(5)、(6)、(7) 略	(5)、(6)、(7) 略

申 請	現 行 (参 考)																																																																																				
<p>2 定期旅客運賃 表 定 制 別表2のとおり</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 運賃計算方 (大人1か月)</p> <p>イ 通勤定期旅客運賃</p> <table data-bbox="268 640 770 1491"> <tr><td>4キロメートルまで</td><td>5, 240円</td></tr> <tr><td>4キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>6キロメートルまで</td><td>5, 990円</td></tr> <tr><td>6キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>9キロメートルまで</td><td>7, 040円</td></tr> <tr><td>9キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>12キロメートルまで</td><td>7, 820円</td></tr> <tr><td>12キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>15キロメートルまで</td><td>8, 610円</td></tr> <tr><td>15キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>19キロメートルまで</td><td>10, 220円</td></tr> <tr><td>19キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>24キロメートルまで</td><td>11, 760円</td></tr> <tr><td>24キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>30キロメートルまで</td><td>13, 330円</td></tr> <tr><td>30キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>37キロメートルまで</td><td>14, 530円</td></tr> <tr><td>37キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>44キロメートルまで</td><td>15, 310円</td></tr> <tr><td>44キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>52キロメートルまで</td><td>16, 100円</td></tr> </table> <p>※ただし書き 略</p> <p>ロ 略</p> <p>(4)、(5)、(6) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>第2 適用方法 (適用条件) 略</p> <p>第3 乗継運賃 略</p>	4キロメートルまで	5, 240円	4キロメートルを超え		6キロメートルまで	5, 990円	6キロメートルを超え		9キロメートルまで	7, 040円	9キロメートルを超え		12キロメートルまで	7, 820円	12キロメートルを超え		15キロメートルまで	8, 610円	15キロメートルを超え		19キロメートルまで	10, 220円	19キロメートルを超え		24キロメートルまで	11, 760円	24キロメートルを超え		30キロメートルまで	13, 330円	30キロメートルを超え		37キロメートルまで	14, 530円	37キロメートルを超え		44キロメートルまで	15, 310円	44キロメートルを超え		52キロメートルまで	16, 100円	<p>2 定期旅客運賃 表 定 制 別表2のとおり</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 運賃計算方 (大人1か月)</p> <p>イ 通勤定期旅客運賃</p> <table data-bbox="903 640 1406 1491"> <tr><td>4キロメートルまで</td><td>4, 700円</td></tr> <tr><td>4キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>6キロメートルまで</td><td>5, 080円</td></tr> <tr><td>6キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>9キロメートルまで</td><td>5, 890円</td></tr> <tr><td>9キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>12キロメートルまで</td><td>6, 680円</td></tr> <tr><td>12キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>15キロメートルまで</td><td>7, 430円</td></tr> <tr><td>15キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>19キロメートルまで</td><td>8, 990円</td></tr> <tr><td>19キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>24キロメートルまで</td><td>10, 650円</td></tr> <tr><td>24キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>30キロメートルまで</td><td>12, 150円</td></tr> <tr><td>30キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>37キロメートルまで</td><td>13, 020円</td></tr> <tr><td>37キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>44キロメートルまで</td><td>13, 750円</td></tr> <tr><td>44キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>52キロメートルまで</td><td>14, 550円</td></tr> </table> <p>※ただし書き 略</p> <p>ロ 略</p> <p>(4)、(5)、(6) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>第2 適用方法 (適用条件) 略</p> <p>第3 乗継運賃 略</p>	4キロメートルまで	4, 700円	4キロメートルを超え		6キロメートルまで	5, 080円	6キロメートルを超え		9キロメートルまで	5, 890円	9キロメートルを超え		12キロメートルまで	6, 680円	12キロメートルを超え		15キロメートルまで	7, 430円	15キロメートルを超え		19キロメートルまで	8, 990円	19キロメートルを超え		24キロメートルまで	10, 650円	24キロメートルを超え		30キロメートルまで	12, 150円	30キロメートルを超え		37キロメートルまで	13, 020円	37キロメートルを超え		44キロメートルまで	13, 750円	44キロメートルを超え		52キロメートルまで	14, 550円
4キロメートルまで	5, 240円																																																																																				
4キロメートルを超え																																																																																					
6キロメートルまで	5, 990円																																																																																				
6キロメートルを超え																																																																																					
9キロメートルまで	7, 040円																																																																																				
9キロメートルを超え																																																																																					
12キロメートルまで	7, 820円																																																																																				
12キロメートルを超え																																																																																					
15キロメートルまで	8, 610円																																																																																				
15キロメートルを超え																																																																																					
19キロメートルまで	10, 220円																																																																																				
19キロメートルを超え																																																																																					
24キロメートルまで	11, 760円																																																																																				
24キロメートルを超え																																																																																					
30キロメートルまで	13, 330円																																																																																				
30キロメートルを超え																																																																																					
37キロメートルまで	14, 530円																																																																																				
37キロメートルを超え																																																																																					
44キロメートルまで	15, 310円																																																																																				
44キロメートルを超え																																																																																					
52キロメートルまで	16, 100円																																																																																				
4キロメートルまで	4, 700円																																																																																				
4キロメートルを超え																																																																																					
6キロメートルまで	5, 080円																																																																																				
6キロメートルを超え																																																																																					
9キロメートルまで	5, 890円																																																																																				
9キロメートルを超え																																																																																					
12キロメートルまで	6, 680円																																																																																				
12キロメートルを超え																																																																																					
15キロメートルまで	7, 430円																																																																																				
15キロメートルを超え																																																																																					
19キロメートルまで	8, 990円																																																																																				
19キロメートルを超え																																																																																					
24キロメートルまで	10, 650円																																																																																				
24キロメートルを超え																																																																																					
30キロメートルまで	12, 150円																																																																																				
30キロメートルを超え																																																																																					
37キロメートルまで	13, 020円																																																																																				
37キロメートルを超え																																																																																					
44キロメートルまで	13, 750円																																																																																				
44キロメートルを超え																																																																																					
52キロメートルまで	14, 550円																																																																																				

申 請				現 行 (参 考)			
別表1 普通旅客運賃				別表1 普通旅客運賃			
			(参考) ※				(参考) ※
キロ程 (キロメートル)	1円単位 運賃 (円)	10円単位 運賃 (円)	税 抜 運 賃 (円)	キロ程 (キロメートル)	1円単位 運賃 (円)	10円単位 運賃 (円)	税 抜 運 賃 (円)
1	140	140	128	1	126	130	115
2	140	140	128	2	126	130	115
3	140	140	128	3	126	130	115
4	140	140	128	4	126	130	115
5	160	160	146	5	136	140	124
6	160	160	146	6	136	140	124
7	188	190	171	7	157	160	143
8	188	190	171	8	157	160	143
9	188	190	171	9	157	160	143
10	209	210	190	10	178	180	162
11	209	210	190	11	178	180	162
12	209	210	190	12	178	180	162
13	230	230	209	13	199	200	181
14	230	230	209	14	199	200	181
15	230	230	209	15	199	200	181
16	273	280	249	16	242	250	220
17	273	280	249	17	242	250	220
18	273	280	249	18	242	250	220
19	273	280	249	19	242	250	220
20	314	320	286	20	283	290	258
21	314	320	286	21	283	290	258
22	314	320	286	22	283	290	258
23	314	320	286	23	283	290	258
24	314	320	286	24	283	290	258
25	356	360	324	25	325	330	296
26	356	360	324	26	325	330	296
27	356	360	324	27	325	330	296
28	356	360	324	28	325	330	296
29	356	360	324	29	325	330	296
30	356	360	324	30	325	330	296
31	388	390	353	31	346	350	315
32	388	390	353	32	346	350	315
33	388	390	353	33	346	350	315
34	388	390	353	34	346	350	315
35	388	390	353	35	346	350	315

申 請				現 行 (参 考)			
別表1 つづき				別表1 つづき			
			(参考) ※				(参考) ※
キロ程 (キロメートル)	1円単位 運賃 (円)	10円単位 運賃 (円)	税 抜 運 賃 (円)	キロ程 (キロメートル)	1円単位 運賃 (円)	10円単位 運賃 (円)	税 抜 運 賃 (円)
36	388	390	353	36	346	350	315
37	388	390	353	37	346	350	315
38	409	410	372	38	367	370	334
39	409	410	372	39	367	370	334
40	409	410	372	40	367	370	334
41	409	410	372	41	367	370	334
42	409	410	372	42	367	370	334
43	409	410	372	43	367	370	334
44	409	410	372	44	367	370	334
45	430	430	391	45	388	390	353
46	430	430	391	46	388	390	353
47	430	430	391	47	388	390	353
48	430	430	391	48	388	390	353
49	430	430	391	49	388	390	353
50	430	430	391	50	388	390	353
51	430	430	391	51	388	390	353
52	430	430	391	52	388	390	353
※加算運賃 略				※加算運賃 略			
<p>※参考として表示した「税抜運賃」とは、令和5年3月24日申請の消費税を含んだ普通旅客運賃に110分の10を乗じ算出した税額を同運賃から減額した額をいう。この「税抜運賃」は普通旅客運賃を算出するための基準となる運賃である。</p>				<p>※参考として表示した「税抜運賃」とは、平成26年3月31日時点の消費税を含んだ普通旅客運賃に105分の5を乗じ算出した税額を同運賃から減額した額をいう。この「税抜運賃」は普通旅客運賃を算出するための基準となる運賃である。</p>			

申 請				現 行 (参 考)			
別表2 定期旅客運賃 (大人1か月)				別表2 定期旅客運賃 (大人1か月)			
通勤定期旅客運賃				通勤定期旅客運賃			
キロ程 (キロメートル)	運 賃 (円)	キロ程 (キロメートル)	運 賃 (円)	キロ程 (キロメートル)	運 賃 (円)	キロ程 (キロメートル)	運 賃 (円)
1	5,240	27	13,330	1	4,700	27	12,150
2	5,240	28	13,330	2	4,700	28	12,150
3	5,240	29	13,330	3	4,700	29	12,150
4	5,240	30	13,330	4	4,700	30	12,150
5	5,990	31	14,530	5	5,080	31	13,020
6	5,990	32	14,530	6	5,080	32	13,020
7	7,040	33	14,530	7	5,890	33	13,020
8	7,040	34	14,530	8	5,890	34	13,020
9	7,040	35	14,530	9	5,890	35	13,020
10	7,820	36	14,530	10	6,680	36	13,020
11	7,820	37	14,530	11	6,680	37	13,020
12	7,820	38	15,310	12	6,680	38	13,750
13	8,610	39	15,310	13	7,430	39	13,750
14	8,610	40	15,310	14	7,430	40	13,750
15	8,610	41	15,310	15	7,430	41	13,750
16	10,220	42	15,310	16	8,990	42	13,750
17	10,220	43	15,310	17	8,990	43	13,750
18	10,220	44	15,310	18	8,990	44	13,750
19	10,220	45	16,100	19	8,990	45	14,550
20	11,760	46	16,100	20	10,650	46	14,550
21	11,760	47	16,100	21	10,650	47	14,550
22	11,760	48	16,100	22	10,650	48	14,550
23	11,760	49	16,100	23	10,650	49	14,550
24	11,760	50	16,100	24	10,650	50	14,550
25	13,330	51	16,100	25	12,150	51	14,550
26	13,330	52	16,100	26	12,150	52	14,550
※加算運賃 略				※加算運賃 略			
通学定期旅客運賃 略				通学定期旅客運賃 略			

変更を必要とする理由

当社の鉄道事業は、新宿駅を起点とする京王線と渋谷駅を起点とする井の頭線からなり、東京都西部を中心に神奈川県北部にもまたがる84.7km・69駅の路線を有している他、京王線新宿駅では都営新宿線と相互直通運転を行っております。多摩ニュータウンを沿線に抱える当社線は通勤通学路線という性格が強い一方、世界屈指の登山客数を誇る「高尾山」や「味の素スタジアム」といった行楽地輸送にも重要な役割を果たすなど、首都圏交通の大動脈の一翼を担っています。

当社はこれまで、京王グループ理念である『信頼のトップブランド』の確立を目指し、「住んでもらえる、選んでもらえる沿線づくり」を進めてまいりました。鉄道事業においては、お客様や沿線にお住まいの方に信頼され、愛される鉄道になるため、「安全は最大の使命であり、最高のサービスである」との基本方針のもと、過去17年で単年平均253億円の投資を行い、安全性・利便性の向上に取り組んでまいりました。

安全性の向上については、線路と道路の立体交差化による踏切の廃止やATC（自動列車制御装置）の導入、ホームドアや踏切障害物検知装置の整備といった各種安全対策の実施、また耐震補強工事をはじめとする自然災害対策や災害発生時の対処能力強化を目的とした訓練などを実施しております。加えて、令和3年10月31日に発生した京王線車内傷害事件や令和4年7月10日に発生した京王八王子駅危険物所持者侵入事件を受けた駅構内・車内の防犯対策として、防犯カメラの整備や非常時の情報連絡体制強化、駅構内の巡回強化や列車内の係員・警備員による警戒添乗、警察と合同での非常事態を想定した訓練の実施など、ハード・ソフト両面から様々な対策を実施しております。

サービス向上については、お客様の着席ニーズにお応えすることを目的に、平成30年2月から有料座席指定列車「京王ライナー」の運行を開始いたしました。以降、列車の増発や停車駅の拡大など座席指定サービスの拡充を進めております。また、バリアフリー施策にも積極的に取り組んでおり、平成24年にはバリアフリールート of 全駅整備を達成、2ルート目の整備も複数駅で実施しております。バリアフリートイレは駒場東大前駅を除く全駅に設置し、車内の車いす・ベビーカースペースは全編成に設置しています。加えて、「サービス介助士」の資格を駅係員・乗務員の全員が取得済みであるなど、お客様のご案内や接客スキル向上にも努めております。

環境対策については、カーボンニュートラル実現に向けた各種取組みを実施しております。省エネ型VVVFインバータ制御装置や駅舎補助電源装置の導入など環境に優しい乗り物である鉄道の強みを高める取組みや、照明設備のLED化や地下駅空調設備の運用改善などの省エネ施策を実施しております。特に、地下駅空調設備の運用改善は、多額の投資をかけずに改善に結びつけた点が高く評価され、令和3年度省エネ大賞の省エネ事例部門・輸送分野において、最高賞の経済産業大臣賞を受賞しました。

こうした「安全性の向上」や「サービスの向上」に積極的に取り組む一方で、生産性向上などの経営効率化に努めることで、これまで当社は業界最安水準の運賃を維持してまいりました。値上げの運賃改定については平成7年から28年間、消費税率変更によるものを除き実施しておらず、加えて平成9年には運賃値下げ改定（平均改定率△9.1%）を、平成30年と令和元年には相模原線の一部に設定している加算運賃の引き下げを行っております。

しかしながら、当社における新型コロナウイルス感染症の影響は甚大であり、令和2年度、令和3年度の2ヵ年ともに、コロナ禍以前の平成30年度に対する輸送人員の減少率は関東大手民鉄8社で最大となっております。経営への影響も大きく、安全に支障しない範囲での更新工事の先送りや、役員報酬や給与・賞与の削減など緊急的な費用の大幅削減を行ったものの、鉄道事業単体で令和2年度は97億円の損失を計上、令和3年度も14億円の損失と2期連続の赤字となっております。輸送人員は回復基調にはありますが、テレワークなどの新しい生活様式の浸透や企業・経済活動などの変容、中長期的な沿線人口の減少などにより、今後もコロナ禍以前の水準までは戻らないと見込んでおります。

このような状況下でも、公共交通事業者として揺るぎない安全・安心をお客様に提供し続けていくためには、増加する老朽設備の更新や京王線車内傷害事件を受けた防犯対策、激甚化する自然災害への備え、連立事業などの大規模工事の推進など、各施策の継続・推進が不可欠です。さらにホームドアなどのバリアフリー設備の整備やカーボンニュートラルの実現など、多様化・複雑化する社会的要請に対応していくためにはコロナ禍以前の水準を超える年間300億円規模の設備投資の継続的な実施が必要と考えております。当社は現在、鉄道事業の運営体制の抜本的な見直しを進めており、列車運行ダイヤの適正化や、AI・IoTの活用による駅業務の高度化、ワンマン運転などによる組織・要員体制の見直しなどに加え、CBM（状態基準保全）の導入による施設メンテナンス分野の業務効率化により、さらなる固定費削減や生産性向上を図ってまいりますが、このような大変厳しい事業環境下において、安全・防犯対策をはじめとする各種設備投資、維持のためのコストは、当社の不断の努力をもってしても完全に補えるものではありません。

当社が目指す「日本一安全でサービスの良い鉄道」の実現に向け、安全性・サービスの更なる向上と設備の健全な維持・更新を確実に実施し、今後もあらゆるお客様が安全・安心・快適にご利用いただける鉄道サービスを提供し続けていくため、固定費削減や業務効率化などの経営努力の徹底を前提として、不足する費用の一部についてお客様にご負担をいただきたく、運賃改定の申請をさせていただきました。

添 付 書 類

1. 実測換算中心キロ程表
 2. 営業キロ程表
 3. 申請普通旅客運賃表（1円単位運賃、10円単位運賃）
 4. 旅客運賃の計算方法、適用方法及び乗継運賃 現行・申請対照表
 5. 収入・原価表
 6. 鉄道事業設備投資計画表
 7. 旅客運賃変更認可申請の内容
 - （1） 運賃制度
 - （2） 定期割引率
 - （3） 改定率・増収率
 - （4） 主要区間、対抗区間運賃比較
- （参考）旅客運賃の計算方法、適用方法及び乗継運賃

1. 実測換算中心キロ程表

京 王 線

駅 の 名 称	キ ロ 程	摘 要
しん じゅく 新 宿	キロ 0. 0 6 4	東京都新宿区西新宿1丁目1の4
はつ だい 初 台	1. 7 8 5	東京都渋谷区初台1丁目53の7
はた が や 幡 ケ 谷	2. 7 1 5	東京都渋谷区幡ヶ谷1丁目2の1
ささ つか 笹 塚	3. 6 7 8	東京都渋谷区笹塚1丁目56の7
だい た ばし 代 田 橋	4. 4 1 4	東京都世田谷区大原2丁目18の9
めい だい まえ 明 大 前	5. 2 8 4	東京都世田谷区松原2丁目45の1
しもたか い ど 下 高 井 戸	6. 1 9 4	東京都世田谷区松原3丁目29の17
さくら じょう すい 桜 上 水	7. 0 2 4	東京都世田谷区桜上水5丁目29の52
かみ きた ざわ 上 北 沢	7. 8 7 4	東京都世田谷区上北沢4丁目14の3
はち まん やま 八 幡 山	8. 5 0 4	東京都杉並区上高井戸1丁目1の11
ろ か こう えん 芦 花 公 園	9. 1 6 4	東京都世田谷区南烏山3丁目1の16
ち とせ からすやま 千 歳 烏 山	9. 9 1 4	東京都世田谷区南烏山6丁目1の1
せん がわ 仙 川	1 1. 5 2 4	東京都調布市仙川町1丁目43
つつじが おか つつじヶ 丘	1 2. 5 1 4	東京都調布市西つつじヶ丘3丁目35の1
しば さき 柴 崎	1 3. 3 9 4	東京都調布市菊野台2丁目67の11
こく りょう 国 領	1 4. 3 0 4	東京都調布市国領町3丁目18の1
ふ だ 布 田	1 4. 9 3 4	東京都調布市国領町5丁目67の1
ちょう ふ 調 布	1 5. 5 9 4	東京都調布市布田4丁目32の1

駅 の 名 称	キ ロ 程	摘 要
にし ちょう ふ 西 調 布	キロ 17.024	東京都調布市上石原1丁目25の17
とび た きゅう 飛 田 給	17.744	東京都調布市飛田給1丁目42の11
むさしの だい 武 蔵 野 台	18.854	東京都府中市白糸台4丁目18の4
た ま れい えん 多 磨 霊 園	19.694	東京都府中市清水が丘3丁目26の11
ひがし ふ ちゅう 東 府 中	20.494	東京都府中市清水が丘1丁目8の3
ふ ちゅう 府 中	21.944	東京都府中市宮町1丁目1の10
ぶ ばい が わら 分 倍 河 原	23.172	東京都府中市片町2丁目21の18
なか が わら 中 河 原	24.772	東京都府中市住吉町2丁目1の16
せいせきさくらがおか 聖 蹟 桜 ケ 丘	26.332	東京都多摩市関戸1丁目10の10
も ぐさ えん 百 草 園	28.066	東京都日野市百草209
たか はた ふ どう 高 幡 不 動	29.751	東京都日野市高幡139
みなみ だいら 南 平	32.116	東京都日野市南平6丁目9の31
ひらやまじょうしこうえん 平山城址公園	33.456	東京都日野市平山5丁目18の10
なが ぬま 長 沼	34.914	東京都八王子市長沼町700
きた の 北 野	36.124	東京都八王子市打越町335の1
けいおう はちおうじ 京 王 八 王 子	37.955	東京都八王子市明神町3丁目27の1

相模原線

駅 の 名 称	キ ロ 程	摘 要
ちょう ふ 調 布	キロ 0. 0 0 0	東京都調布市布田4丁目32の1
けいおう たま がわ 京王多摩川	1. 2 3 0	東京都調布市多摩川4丁目40の1
けいおういなだづつみ 京王稲田堤	2. 5 3 0	神奈川県川崎市多摩区菅4丁目1の1
けいおうよみうりらんど 京王よみうりランド	3. 8 8 0	東京都稲城市矢野口2200の1
いな ぎ 稲 城	5. 5 0 8	東京都稲城市東長沼3108
わか ば だい 若 葉 台	8. 8 2 8	神奈川県川崎市麻生区黒川609
けいおう ながやま 京王永山	11. 4 1 8	東京都多摩市永山1丁目18の1
けいおう たま せんたー 京王多摩センター	13. 7 0 8	東京都多摩市落合1丁目10の2
けいおう ほりのうち 京王堀之内	16. 0 3 0	東京都八王子市堀之内3丁目24の4
みなみ おお さわ 南 大 沢	18. 2 0 0	東京都八王子市南大沢2丁目1の6
た ま さかい 多 摩 境	20. 0 5 0	東京都町田市小山ヶ丘3丁目23
はし もと 橋 本	22. 5 5 0	神奈川県相模原市緑区橋本2丁目3の2

競馬場線

駅 の 名 称	キ ロ 程	摘 要
ひがし ふ ちゆう 東 府 中	キロ 0. 0 0 0	東京都府中市清水が丘1丁目8の3
ふちゆうけいばせいもんまえ 府中競馬正門前	0. 9 3 0	東京都府中市八幡町1丁目18

動物園線

駅 の 名 称	キ ロ 程	摘 要
たか はた ふ どう 高 幡 不 動	キロ 0. 0 0 0	東京都日野市高幡139
たまどうぶつこうえん 多摩動物公園	1. 9 5 0	東京都日野市程久保3丁目36の39

高尾線

駅 の 名 称	キ ロ 程	摘 要
きた の 北 野	キロ 0. 0 0 0	東京都八王子市打越町335の1
けい おう かたくら 京 王 片 倉	1. 7 0 0	東京都八王子市片倉町39の4
やま だ 山 田	3. 2 1 0	東京都八王子市緑町434
め じ ろ だい め じ ろ 台	4. 3 3 2	東京都八王子市めじろ台1丁目100の1
はざ ま 狭 間	5. 7 8 2	東京都八王子市東浅川町773
たか お 高 尾	6. 8 6 0	東京都八王子市初沢町1227
たか お さん ぐち 高 尾 山 口	8. 5 5 0	東京都八王子市高尾町2241

井の頭線

駅 の 名 称	キ ロ 程	摘 要
しぶ や 渋谷	キロ 0. 1 6 0	東京都渋谷区道玄坂1丁目4の1
しん せん 神 泉	0. 6 5 0	東京都渋谷区神泉町4丁目6
こま ぼ とうだいまえ 駒場東大前	1. 5 4 0	東京都目黒区駒場3丁目9の1
いけ の うえ 池 ノ 上	2. 5 4 0	東京都世田谷区代沢2丁目43の8
しも きた ざわ 下 北 沢	3. 1 3 0	東京都世田谷区北沢2丁目23の9
しん だい た 新 代 田	3. 6 9 0	東京都世田谷区代田5丁目30の18
ひがし まつ ばら 東 松 原	4. 1 8 0	東京都世田谷区松原5丁目2の6
めい だい まえ 明 大 前	5. 0 6 0	東京都世田谷区松原2丁目45の1
えい ふく ちょう 永 福 町	6. 1 4 5	東京都杉並区永福2丁目60の31
にし えい ふく 西 永 福	6. 9 0 0	東京都杉並区永福3丁目36の1
はま だ やま 浜 田 山	7. 6 5 0	東京都杉並区浜田山3丁目31の2
たか い ど 高 井 戸	8. 8 3 0	東京都杉並区高井戸西2丁目1の26
ふじみ が おか 富士見ヶ丘	9. 5 4 0	東京都杉並区久我山5丁目1の25
く が やま 久 我 山	1 0. 3 5 0	東京都杉並区久我山4丁目1の11
み たか だい 三 鷹 台	1 1. 3 8 0	東京都三鷹市井の頭1丁目32の1
いのかしら こうえん 井の頭公園	1 2. 2 2 0	東京都三鷹市井の頭3丁目35の12
きち じょう じ 吉 祥 寺	1 2. 8 5 0	東京都武蔵野市吉祥寺南町2丁目1の31

2. 営業キロ程表

(単位:キロメートル)

井の頭線										京王線										高尾線										相模原線																																						
0.5	1.4	2.4	3.0	3.5	4.0	4.9	6.0	6.7	7.5	8.7	9.4	10.2	11.2	12.1	12.7	10.1	8.4	7.4	6.5	5.7	4.9	5.8	6.7	7.5	8.1	8.8	9.6	11.2	12.2	13.0	13.9	14.6	15.2	16.7	17.4	18.5	19.3	20.1	21.6	22.8	24.4	26.0	27.7	29.4	31.8	33.1	34.6	35.8	37.6	21.0	31.4	37.5	39.0	40.1	41.6	42.7	44.4	16.4	17.7	19.1	20.7	24.0	26.6	28.9	31.2	33.4	35.3	37.8
0.9	1.9	2.5	3.0	3.5	4.4	5.5	6.2	7.0	8.2	8.9	9.7	10.7	11.6	12.2	9.6	7.9	6.9	6.0	5.2	4.4	5.3	6.2	7.0	7.6	8.3	9.1	10.7	11.7	12.5	13.4	14.1	14.7	16.2	16.9	18.0	18.8	19.6	21.1	22.3	23.9	25.5	27.2	28.9	31.3	32.6	34.1	35.3	37.1	20.5	30.9	37.0	38.5	39.6	41.1	42.2	43.9	15.9	17.2	18.6	20.2	23.5	26.1	28.4	30.7	32.9	34.8	37.3	
1.0	1.6	2.1	2.6	3.5	4.6	5.3	6.1	7.3	8.0	8.8	9.8	10.7	11.3	8.7	7.0	6.0	5.1	4.3	3.5	4.4	5.3	6.1	6.7	7.4	8.2	9.8	10.8	11.6	12.5	13.2	13.8	15.3	16.0	17.1	17.9	18.7	20.2	21.4	23.0	24.6	26.3	28.0	30.4	31.7	33.2	34.4	36.2	20.6	30.0	36.1	37.6	38.6	40.2	41.3	43.0	15.0	16.3	17.7	19.3	22.6	25.2	27.5	29.8	32.0	33.9	36.4		
0.6	1.1	1.6	2.5	3.6	4.3	5.1	6.3	7.0	7.8	8.8	9.7	10.3	7.7	6.0	5.0	4.1	3.3	2.5	3.4	4.3	5.1	5.7	6.4	7.2	8.8	9.8	10.6	11.5	12.2	12.8	14.3	15.0	16.1	16.9	17.7	19.2	20.4	22.0	23.6	25.3	27.0	29.4	30.7	32.2	33.4	35.2	18.6	29.0	35.1	36.6	37.7	39.2	40.3	42.0	14.0	15.3	16.7	18.3	21.6	24.2	26.5	28.8	31.0	32.9	35.4			
0.5	1.0	1.9	3.0	3.7	4.5	5.7	6.4	7.2	8.2	9.1	9.7	7.1	5.4	4.4	3.5	2.7	1.9	2.8	3.7	4.5	5.1	5.8	6.6	8.2	9.2	10.0	10.9	11.6	12.2	13.7	14.4	15.5	16.3	17.1	18.6	19.8	21.4	23.0	24.7	26.4	28.8	30.1	31.6	32.8	34.6	18.0	28.4	34.5	36.0	37.1	38.6	39.7	41.4	13.4	14.7	16.1	17.7	21.0	23.6	25.9	28.2	30.4	32.3	34.8				
0.5	1.4	2.5	3.2	4.0	5.2	5.9	6.7	7.7	8.6	9.2	6.6	4.9	3.9	3.0	2.2	1.4	2.3	3.2	4.0	4.6	5.3	6.1	7.7	8.7	9.5	10.4	11.1	11.7	13.2	13.9	15.0	15.8	16.6	18.1	19.3	20.9	22.5	24.2	25.9	28.3	29.6	31.1	32.3	34.1	17.5	27.9	34.0	35.5	36.6	38.1	39.2	40.9	12.9	14.2	15.6	17.2	20.5	23.1	25.4	27.7	29.9	31.8	34.3					
0.9	2.0	2.7	3.5	4.7	5.4	6.2	7.2	8.1	8.7	6.1	4.4	3.4	2.5	1.7	0.9	1.8	2.6	3.2	3.9	4.7	5.6	6.3	7.3	8.1	9.0	9.7	10.3	11.8	12.5	13.4	14.5	15.3	16.1	17.6	18.8	20.4	22.0	23.7	25.4	27.8	29.1	30.6	31.8	33.6	17.0	27.4	33.5	35.0	36.1	37.6	38.7	40.4	12.4	13.7	15.1	16.7	20.0	22.6	24.9	27.2	29.4	31.3	33.8					
1.1	1.8	2.6	3.8	4.5	5.3	6.3	7.2	7.8	5.2	3.5	2.5	1.6	0.8	—	0.9	1.8	2.6	3.2	3.9	4.7	5.6	6.3	7.3	8.1	9.0	9.7	10.3	11.8	12.5	13.6	14.4	15.2	16.7	17.9	19.5	21.1	22.8	24.5	26.9	28.2	29.7	30.9	32.7	16.1	26.5	32.6	34.1	35.2	36.7	37.8	39.5	11.5	12.8	14.2	15.8	19.1	21.7	24.0	26.3	28.5	30.4	32.9						
0.7	1.5	2.7	3.4	4.2	5.2	6.1	6.7	6.3	4.6	3.6	2.7	1.9	1.1	2.0	2.9	3.7	4.3	5.0	5.8	7.4	8.4	9.2	10.1	10.8	11.4	12.9	13.6	14.7	15.5	16.3	17.8	19.0	20.6	22.2	23.9	25.6	28.0	29.3	30.8	32.0	33.8	17.2	27.6	33.7	35.2	36.3	37.8	38.9	40.6	12.6	13.9	15.3	16.9	20.2	22.8	25.1	27.4	29.6	31.5	34.0								
0.8	2.0	2.7	3.5	4.5	5.4	6.0	7.0	7.8	5.3	4.3	3.4	2.6	1.8	2.7	3.6	4.4	5.0	5.7	6.5	8.1	9.1	9.9	10.8	11.5	12.1	13.6	14.3	15.4	16.2	17.0	18.5	19.7	21.3	22.9	24.6	26.3	28.7	30.0	31.5	32.7	34.5	17.9	28.3	34.4	35.9	37.0	38.5	39.6	41.3	13.3	14.6	16.0	17.6	20.9	23.5	25.8	28.1	30.3	32.2	34.7								
1.2	1.9	2.7	3.7	4.6	5.2	7.8	6.1	5.1	4.2	3.4	2.6	1.8	2.7	3.6	4.4	5.2	5.8	6.5	7.3	8.9	9.9	10.7	11.6	12.3	12.9	14.4	15.1	16.2	17.0	17.8	19.3	20.5	22.1	23.7	25.4	27.1	29.5	30.8	32.3	33.5	35.3	18.7	29.1	35.2	36.7	37.8	39.3	40.4	42.1	14.1	15.4	16.8	18.4	21.7	24.3	26.6	28.9	31.1	33.0	35.5								
0.7	1.5	2.5	3.4	4.0	9.0	7.3	6.3	5.4	4.6	3.8	4.7	5.6	6.4	7.0	7.7	8.5	10.1	11.1	11.9	12.8	13.5	14.1	15.6	16.3	17.4	18.2	19.0	20.5	21.7	23.3	24.9	26.6	28.3	30.7	32.0	33.5	34.7	36.5	19.9	30.3	36.4	37.9	39.0	40.5	41.6	43.3	15.3	16.6	18.0	19.6	22.9	25.5	27.8	30.1	32.3	34.2	36.7											
0.8	1.8	2.7	3.3	9.7	8.0	7.0	6.1	5.3	4.5	5.4	6.3	7.1	7.7	8.4	9.2	10.8	11.8	12.6	13.5	14.2	14.8	16.3	17.0	18.1	18.9	19.7	20.5	22.0	23.2	24.8	26.4	28.1	29.8	32.2	33.5	35.0	36.2	38.0	21.4	31.8	37.9	39.4	40.5	42.0	43.1	44.8	16.8	18.1	19.5	21.1	24.4	27.0	29.3	31.6	33.8	35.7	38.2											
1.0	1.9	2.5	10.5	8.8	7.8	6.9	6.1	5.3	6.2	7.1	7.9	8.5	9.2	10.0	11.6	12.6	13.4	14.3	15.0	15.6	17.1	17.8	18.9	19.7	20.5	22.0	23.2	24.8	26.4	28.1	29.8	32.2	33.5	35.0	36.2	38.0	22.4	32.8	38.9	40.4	41.5	43.9	45.0	46.7	18.7	20.0	21.4	23.0	26.3	28.9	31.3	32.6	34.8	36.7	39.2													
0.6	12.4	10.7	9.7	8.8	8.0	7.2	8.1	9.0	9.8	10.4	11.1	11.9	13.5	14.5	15.3	16.2	16.9	17.5	19.0	19.7	20.8	21.6	22.4	23.9	25.1	26.7	28.3	30.0	31.7	34.1	35.4	36.9	38.1	39.9	23.3	33.7	39.8	41.3	42.4	43.9	45.0	46.7	18.7	20.0	21.4	23.0	26.3	28.9	31.3	32.6	34.8	36.7	39.2															
13.0	11.3	10.3	9.4	8.6	7.8	8.7	9.6	10.4	11.0	11.7	12.5	14.1	15.1	15.9	16.8	17.5	18.1	19.6	20.3	21.4	22.2	23.0	24.5	25.7	27.3	28.9	30.6	32.3	34.7	36.0	37.5	38.7	40.5	23.9	34.3	40.4	41.9	43.0	44.5	45.6	47.3	19.3	20.6	22.0	23.6	26.9	29.5	31.8	34.1	36.3	38.2	40.7																
1.7	2.7	3.6	4.4	5.2	6.1	7.0	7.8	8.4	9.1	9.9	11.5	12.5	13.3	14.2	14.9	15.5	17.0	17.7	18.8	19.6	20.4	21.9	23.1	24.7	26.3	28.0	29.7	32.1	33.4	34.9	36.1	37.9	21.3	31.7	37.8	39.3	40.4	41.9	43.0	44.7	16.7	18.0	19.4	21.0	24.3	26.9	29.2	31.5	33.7	35.6	38.1																	
0.9	1.7	2.5	3.4	4.3	5.1	5.7	6.4	7.2	8.8	9.8	10.6	11.5	12.2	12.8	14.3	15.0	16.1	16.9	17.7	19.2	20.4	22.0	23.6	25.3	27.0	29.4	30.7	32.2	33.4	35.2	18.6	29.0	35.1	36.6	37.7	39.2	40.3	42.0	44.0	15.3	16.7	18.3	21.6	24.2	26.5	28.8	31.0	32.9	35.4																			
0.8	1.6	2.5	3.4	4.2	4.8	5.5	6.3	7.9	8.9	9.7	10.6	11.3	11.9	13.4	14.1	15.2	16.0	16.8	18.3	19.5	21.1	22.7	24.4	26.1	28.5	29.8	31.3	32.5	34.3	17.7	28.1	34.2	35.7	36.8	38.3	39.4	41.1	13.1	14.4	15.8	17.4	20.7	23.3	25.6	27.9	30.1	32.0	34.5																				
0.8	1.7	2.6	3.4	4.0	4.7	5.5	7.1	8.1	8.9	9.8	10.5	11.1	12.6	13.3	14.4	15.2	16.0	17.5	18.7	20.3	21.9	23.6	25.3	27.7	29.0	30.5	31.7	33.5	16.9	27.3	33.4	34.9	36.0	37.5	38.6	40.3	12.3	13.6	15.0	16.6	19.9	22.5	24.8	27.1	29.3	31.2	33.7																					
0.9	1.8	2.6	3.2	3.9	4.7	6.3	7.3	8.1	9.0	9.7	10.3	11.8	12.5	13.6	14.4	15.2	16.7	17.9	19.5	21.1	22.8	24.5	26.9	28.2	29.8	30.8	30.0	31.8	15.1	25.5	31.6	33.1	35.8	36.9	38.6	10.6	11.9	13.3	14.9	18.2	21.0	23.4	25.4	27.6	29.5	32.0																						
0.9	1.7	2.3	3.0	3.8	5.4	6.4	7.2	8.1	8.8	9.4	10.9	11.6	12.7	13.5	14.3	15.8	17.0	18.6	20.2	21.9	23.6	26.0	27.3	28.8	30.0	31.8	15.2	25.6	31.7	33.2	35.9	37.0	38.7	16.1	17.4	18.8	20.4	23.7	26.5	28.8	30.8	32.6	34.5	36.9	38.6	10.6	11.9	13.3	14.9	18.2	21.0	23.4	25.4	27.6	29.5	32.0												
0.8	1.4	2.1	2.9	4.5	5.5	6.3	7.2	7.9	8.5	10.0	10.7	11.8	12.6	13.4	14.9	16.1	17.7	19.3	21.0	22.7	25.1	26.4	27.9	29.1	30.9	14.3	24.7	30.8	32.3	33.4	34.9	36.0	37.7	9.7	11.0	12.4	14.0	17.3	19.9	22.2	24.5	26.7	28.6	31.1																								
0.6	1.3	2.1	3.7	4.7	5.5	6.4	7.1	7.7	9.2	9.9	11.0	11.8	12.6	14.1	15.3	16.9	18.5	20.2	21.9	24.3	25.6	27.1	28.3	30.1	13.5	23.9	30.0	31.5	32.6	34.1	35.2	36.9	8.9	10.2	11.6	13.2	16.5	19.1	21.4	23.7	25.9	27.8	30.3																									

4. 旅客運賃の計算方法、適用方法及び乗継運賃 現行・申請対照表

現 行	申 請																																																								
<p>第1 運賃の計算方法 以下に記した額を最高額として別途定める額</p> <p>1 普通旅客運賃 対キロ区間制 別表1のとおり</p> <p>(1) キロ程のは数計算方 旅客運賃を計算する場合の1キロメートル未満のは数は、これを1キロメートルに切り上げる。</p> <p>(2) 運賃計算上使用するキロ程 旅客運賃を計算する場合に使用するキロ程は、別に定める場合を除いて、同一方向に連続する場合に限り、これを通算する。</p> <p>(3) 1円単位運賃及び10円単位運賃 イ 1円単位運賃 普通旅客運賃のうち、ICカードを用いて自動改札機等による改札を受けて入場し、同一のICカードにより自動改札機等による改札を受けて出場した場合に適用する運賃をいう。 ロ 10円単位運賃 係員又は乗車券類発売機により乗車券類を購入する場合等、前イ以外の場合に適用される運賃をいう。</p> <p>(4) 運賃計算方 大人片道普通旅客運賃は乗車する発着区間のキロ程により、次により計算した額とする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 1円単位運賃</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">4キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">126円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">4キロメートルを超え</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">6キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">136円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">6キロメートルを超え</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">9キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">157円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">9キロメートルを超え</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">12キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">178円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">12キロメートルを超え</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">15キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">199円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">15キロメートルを超え</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">19キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">242円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">19キロメートルを超え</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">24キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">283円</td> </tr> </table>	イ 1円単位運賃		4キロメートルまで	126円	4キロメートルを超え		6キロメートルまで	136円	6キロメートルを超え		9キロメートルまで	157円	9キロメートルを超え		12キロメートルまで	178円	12キロメートルを超え		15キロメートルまで	199円	15キロメートルを超え		19キロメートルまで	242円	19キロメートルを超え		24キロメートルまで	283円	<p>第1 運賃の計算方法 以下に記した額を最高額として別途定める額</p> <p>1 普通旅客運賃 対キロ区間制 別表1のとおり</p> <p>(1)、(2)、(3) 略</p> <p>(4) 運賃計算方 大人片道普通旅客運賃は乗車する発着区間のキロ程により、次により計算した額とする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 1円単位運賃</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">4キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">140円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">4キロメートルを超え</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">6キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">160円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">6キロメートルを超え</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">9キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">188円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">9キロメートルを超え</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">12キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">209円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">12キロメートルを超え</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">15キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">230円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">15キロメートルを超え</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">19キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">273円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">19キロメートルを超え</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">24キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">314円</td> </tr> </table>	イ 1円単位運賃		4キロメートルまで	140円	4キロメートルを超え		6キロメートルまで	160円	6キロメートルを超え		9キロメートルまで	188円	9キロメートルを超え		12キロメートルまで	209円	12キロメートルを超え		15キロメートルまで	230円	15キロメートルを超え		19キロメートルまで	273円	19キロメートルを超え		24キロメートルまで	314円
イ 1円単位運賃																																																									
4キロメートルまで	126円																																																								
4キロメートルを超え																																																									
6キロメートルまで	136円																																																								
6キロメートルを超え																																																									
9キロメートルまで	157円																																																								
9キロメートルを超え																																																									
12キロメートルまで	178円																																																								
12キロメートルを超え																																																									
15キロメートルまで	199円																																																								
15キロメートルを超え																																																									
19キロメートルまで	242円																																																								
19キロメートルを超え																																																									
24キロメートルまで	283円																																																								
イ 1円単位運賃																																																									
4キロメートルまで	140円																																																								
4キロメートルを超え																																																									
6キロメートルまで	160円																																																								
6キロメートルを超え																																																									
9キロメートルまで	188円																																																								
9キロメートルを超え																																																									
12キロメートルまで	209円																																																								
12キロメートルを超え																																																									
15キロメートルまで	230円																																																								
15キロメートルを超え																																																									
19キロメートルまで	273円																																																								
19キロメートルを超え																																																									
24キロメートルまで	314円																																																								

現 行		申 請	
24キロメートルを超え		24キロメートルを超え	
30キロメートルまで	325円	30キロメートルまで	356円
30キロメートルを超え		30キロメートルを超え	
37キロメートルまで	346円	37キロメートルまで	388円
37キロメートルを超え		37キロメートルを超え	
44キロメートルまで	367円	44キロメートルまで	409円
44キロメートルを超え		44キロメートルを超え	
52キロメートルまで	388円	52キロメートルまで	430円
ロ 10円単位運賃		ロ 10円単位運賃	
4キロメートルまで	130円	4キロメートルまで	140円
4キロメートルを超え		4キロメートルを超え	
6キロメートルまで	140円	6キロメートルまで	160円
6キロメートルを超え		6キロメートルを超え	
9キロメートルまで	160円	9キロメートルまで	190円
9キロメートルを超え		9キロメートルを超え	
12キロメートルまで	180円	12キロメートルまで	210円
12キロメートルを超え		12キロメートルを超え	
15キロメートルまで	200円	15キロメートルまで	230円
15キロメートルを超え		15キロメートルを超え	
19キロメートルまで	250円	19キロメートルまで	280円
19キロメートルを超え		19キロメートルを超え	
24キロメートルまで	290円	24キロメートルまで	320円
24キロメートルを超え		24キロメートルを超え	
30キロメートルまで	330円	30キロメートルまで	360円
30キロメートルを超え		30キロメートルを超え	
37キロメートルまで	350円	37キロメートルまで	390円
37キロメートルを超え		37キロメートルを超え	
44キロメートルまで	370円	44キロメートルまで	410円
44キロメートルを超え		44キロメートルを超え	
52キロメートルまで	390円	52キロメートルまで	430円
ハ 加算運賃		(削除)	
前イ、ロについて、相模原線京王多摩川・橋本間内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、京王多摩川・橋本間内の乗車キロに応じ、		(大臣報告により廃止予定)	
19キロメートルを超え			
22キロメートルまで	20円		
を加算した額とする。			
(5) 小児及び幼児の旅客運賃の計算方		(5)、(6)、(7) 略	
イ 1円単位の小児の普通旅客運賃は、その旅客運賃を割引する場合を除いて、1円単位の大人普通旅客運賃を折半して、1円未満のは数を切			

現 行	申 請																								
<p>り捨てて1円単位とする。</p> <p>ロ 10円単位の小児の普通旅客運賃は、その旅客運賃を割引する場合を除いて、10円単位の大人普通旅客運賃を折半して、10円未満のは数を切り上げて10円単位とする。 (以下この計算方法をは数計算という。)</p> <p>ハ 幼児の普通旅客運賃は、これを小児とみなして取り扱う場合を除き無賃とする。</p> <p>(6) 割引の旅客運賃の計算方</p> <p>イ 割引の大人片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。</p> <p>ロ 割引の小児片道普通旅客運賃は、小児片道普通旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。</p> <p>(7) 往復乗車の場合の普通旅客運賃の計算方</p> <p>往復乗車する場合の普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。</p> <p>往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、各区分ごとの割引の片道普通旅客運賃を2倍した額とする。</p> <p>この場合、乗車区間のキロ程について割引の制限があるときは、その制限は各区分について適用する。</p> <p>2 定期旅客運賃 表 定 制 別表2のとおり</p> <p>(1) キロ程のは数計算方 普通旅客運賃の計算方の場合と同様とする。</p> <p>(2) 運賃計算上使用するキロ程 旅客運賃を計算する場合に使用するキロ程は、同一方向に連続する場合に限り、これを通算する。</p> <p>(3) 運賃計算方 (大人1か月)</p> <p>イ 通勤定期旅客運賃</p> <table data-bbox="287 1792 766 2016"> <tr> <td>4キロメートルまで</td> <td>4, 700円</td> </tr> <tr> <td>4キロメートルを超え</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6キロメートルまで</td> <td>5, 080円</td> </tr> <tr> <td>6キロメートルを超え</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9キロメートルまで</td> <td>5, 890円</td> </tr> <tr> <td>9キロメートルを超え</td> <td></td> </tr> </table>	4キロメートルまで	4, 700円	4キロメートルを超え		6キロメートルまで	5, 080円	6キロメートルを超え		9キロメートルまで	5, 890円	9キロメートルを超え		<p>2 定期旅客運賃 表 定 制 別表2のとおり</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 運賃計算方 (大人1か月)</p> <p>イ 通勤定期旅客運賃</p> <table data-bbox="925 1792 1404 2016"> <tr> <td>4キロメートルまで</td> <td>5, 240円</td> </tr> <tr> <td>4キロメートルを超え</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6キロメートルまで</td> <td>5, 990円</td> </tr> <tr> <td>6キロメートルを超え</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9キロメートルまで</td> <td>7, 040円</td> </tr> <tr> <td>9キロメートルを超え</td> <td></td> </tr> </table>	4キロメートルまで	5, 240円	4キロメートルを超え		6キロメートルまで	5, 990円	6キロメートルを超え		9キロメートルまで	7, 040円	9キロメートルを超え	
4キロメートルまで	4, 700円																								
4キロメートルを超え																									
6キロメートルまで	5, 080円																								
6キロメートルを超え																									
9キロメートルまで	5, 890円																								
9キロメートルを超え																									
4キロメートルまで	5, 240円																								
4キロメートルを超え																									
6キロメートルまで	5, 990円																								
6キロメートルを超え																									
9キロメートルまで	7, 040円																								
9キロメートルを超え																									

現 行	申 請
12キロメートルまで 6,680円	12キロメートルまで 7,820円
12キロメートルを超え	12キロメートルを超え
15キロメートルまで 7,430円	15キロメートルまで 8,610円
15キロメートルを超え	15キロメートルを超え
19キロメートルまで 8,990円	19キロメートルまで 10,220円
19キロメートルを超え	19キロメートルを超え
24キロメートルまで 10,650円	24キロメートルまで 11,760円
24キロメートルを超え	24キロメートルを超え
30キロメートルまで 12,150円	30キロメートルまで 13,330円
30キロメートルを超え	30キロメートルを超え
37キロメートルまで 13,020円	37キロメートルまで 14,530円
37キロメートルを超え	37キロメートルを超え
44キロメートルまで 13,750円	44キロメートルまで 15,310円
44キロメートルを超え	44キロメートルを超え
52キロメートルまで 14,550円	52キロメートルまで 16,100円
ただし、相模原線京王多摩川・橋本間内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、京王多摩川・橋本間内の乗車キロに応じ、	(削除) (大臣報告により廃止予定)
19キロメートルを超え	
22キロメートルまで 760円	
を加算した額とする。	
ロ 通学定期旅客運賃	ロ 通学定期旅客運賃
4キロメートルまで 1,870円	4キロメートルまで 1,870円
4キロメートルを超え	4キロメートルを超え
6キロメートルまで 2,040円	6キロメートルまで 2,040円
6キロメートルを超え	6キロメートルを超え
9キロメートルまで 2,270円	9キロメートルまで 2,270円
9キロメートルを超え	9キロメートルを超え
12キロメートルまで 2,620円	12キロメートルまで 2,620円
12キロメートルを超え	12キロメートルを超え
15キロメートルまで 2,860円	15キロメートルまで 2,860円
15キロメートルを超え	15キロメートルを超え
19キロメートルまで 3,200円	19キロメートルまで 3,200円
19キロメートルを超え	19キロメートルを超え
24キロメートルまで 3,550円	24キロメートルまで 3,550円
24キロメートルを超え	24キロメートルを超え
30キロメートルまで 3,890円	30キロメートルまで 3,890円
30キロメートルを超え	30キロメートルを超え
37キロメートルまで 4,290円	37キロメートルまで 4,290円
37キロメートルを超え	37キロメートルを超え
44キロメートルまで 4,510円	44キロメートルまで 4,510円

現 行	申 請
<p>4 4キロメートルを超え 5 2キロメートルまで 4, 6 3 0円 ただし、相模原線京王多摩川・橋本間内の区 間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにま たがって乗車する場合は、京王多摩川・橋本間 内の乗車キロに応じ、 1 9キロメートルを超え 2 2キロメートルまで 3 1 0円 を加算した額とする。</p> <p>(4) 3か月定期旅客運賃の計算方 (大人) 1か月定期旅客運賃を3倍し、これを5分引し て、は数計算した額とする。</p> <p>(5) 6か月定期旅客運賃の計算方 (大人) 1か月定期旅客運賃を6倍し、これを1割引し て、は数計算した額とする。</p> <p>(6) 小児定期旅客運賃の計算方 小児定期旅客運賃は、その旅客運賃を割引する 場合を除いて、大人定期旅客運賃を折半し、は数 計算した額とする。</p> <p>3 回数旅客運賃 1 0円単位の普通旅客運賃を基準に、次により 計算した額とする。</p> <p>(1) 運賃計算方</p> <p>イ 普通回数乗車券 1 1券片とし、発着区間の大人片道普通旅客 運賃を1 0倍した額とする。</p> <p>ロ 時差回数乗車券 1 2券片とし、発着区間の大人片道普通旅客 運賃を1 0倍した額とする。</p> <p>ハ 土・休日割引回数乗車券 1 4券片とし、発着区間の大人片道普通旅客 運賃を1 0倍した額とする。</p> <p>(2) 小児普通回数旅客運賃は発着区間の小児片道 普通旅客運賃を1 0倍した額とする。</p> <p>4 団体旅客運賃 1 0円単位の普通旅客運賃を基準に、次により 計算した額とする。</p> <p>(1) 運賃計算方</p> <p>イ 大人の場合 全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃が</p>	<p>4 4キロメートルを超え 5 2キロメートルまで 4, 6 3 0円 (削除) (大臣報告により廃止予定)</p> <p>(4)、(5)、(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>

現 行	申 請								
<p>ら下記割引率による割引額を差し引いた額を は数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗 じた額とする。</p> <p>ロ 小児の場合 全行程に対する1人当り小児普通旅客運賃か ら下記割引率による割引額を差し引いた額を は数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗 じた額とする。</p> <p>ハ 大人、小児混乗の場合 大人、小児各別に前各号の規定によって算出 した額を合計した額とする。</p> <p>(2) 無賃扱人員 団体旅客人員が普通団体については25人以 上、学生団体については26人以上99人まで のときは、うち1人を、100人以上100人まで を増すごとに、うち1人を、それぞれ無賃扱とす る。</p> <p>(3) 団体旅客運賃割引率</p> <table border="1" data-bbox="212 1050 799 1379"> <thead> <tr> <th data-bbox="212 1050 336 1167">種別 人員</th> <th data-bbox="336 1050 416 1167">普通 団体</th> <th data-bbox="416 1050 496 1167">学生 団体</th> <th data-bbox="496 1050 799 1167">記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="212 1167 336 1379">25人 以上</td> <td data-bbox="336 1167 416 1379">1割</td> <td data-bbox="416 1167 496 1379">3割</td> <td data-bbox="496 1167 799 1379">普通団体は25人以上、 学生団体は学級生25人 以上とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、学生団体のうちへき地教育振興法第2条 に規定するへき地の小、中学校については、その人 員が25人未満のときであっても学生団体としての 割引率を適用し、旅客運賃の割引を行う。</p> <p>5 貸切旅客運賃 10円単位の普通旅客運賃を基準に、次により 計算した額とする。</p> <p>(1) 運賃計算方 その車両の定員に相当する大人普通旅客運賃額 とする。</p> <p>(2) 貸切旅客運賃の最低額 全貸切区間の旅客運賃が20キロメートル分の 旅客運賃に満たないときであっても、20キロ メートル分の旅客運賃を収受する。</p> <p>(3) 定員超過の場合の取扱方</p>	種別 人員	普通 団体	学生 団体	記 事	25人 以上	1割	3割	普通団体は25人以上、 学生団体は学級生25人 以上とする。	<p>5 略</p>
種別 人員	普通 団体	学生 団体	記 事						
25人 以上	1割	3割	普通団体は25人以上、 学生団体は学級生25人 以上とする。						

現 行	申 請
<p>貸切旅客の実際乗車人員が、その旅客運賃収受定員を超過するときは、その超過人員に対して、大人普通旅客運賃を収受する。この場合大人普通旅客運賃の最低額については、前号によるものとする。</p> <p>6 特殊割引旅客運賃</p> <p>(1) 運賃計算方</p> <p>イ 被救護者（付添人を必要とするときは、被救護者及び付添人） 10円単位の普通旅客運賃から5割を差し引いて、は数計算した額とする。</p> <p>ロ 戦没者遺族（戦没者遺族旅客運賃割引規程） 10円単位の普通旅客運賃から5割を差し引いて、は数計算した額とする。ただし、往復に限る。</p> <p>ハ 身体障害者及びその介護者（身体障害者旅客運賃割引規程） 普通、定期、普通回数各旅客運賃から5割を差し引いて、1円単位の普通旅客運賃は1円未満のは数を切り捨てた額、その他の旅客運賃はは数計算した額とする。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。</p> <p>ニ 知的障害者及びその介護者（知的障害者旅客運賃割引規程） 普通、定期、普通回数各旅客運賃から5割を差し引いて、1円単位の普通旅客運賃は1円未満のは数を切り捨てた額、その他の旅客運賃はは数計算した額とする。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。</p> <p>(2) 通学用割引普通回数旅客運賃の計算方</p> <p>イ 通信教育を行う高等学校の生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃の5割引とする。</p> <p>ロ 放送大学学園法第4条の規定により設置された放送大学の学生に対しては、大人普通回数旅客運賃の2割引とする。</p> <p>第2 適用方法（適用条件）</p> <p>1 乗車券は駅又は会社が発売を委託した箇所で発売する。 ただし、駅で発売する回数乗車券、団体乗車券、定期乗車券については、会社が指定した駅で発売す</p>	<p>6 略</p> <p>第2 適用方法（適用条件）</p> <p>1 略</p>

現 行	申 請
<p>る。この場合、定期乗車券を所持する旅客から、定期乗車券を発売しない駅に購入の申し出があったときで、購入区間内に発売駅がない場合に限り、購入区間と発売駅相互間の区間外乗車を認める。</p> <p>2 普通旅客（普通乗車券）</p> <p>(1) 旅客の年齢</p> <p>イ 大人、小児及び幼児の別</p> <p>(イ) 大人 12才以上の者</p> <p>(ロ) 小児 6才以上12才未満の者</p> <p>(ハ) 幼児 1才以上6才未満の者</p> <p>ロ 幼児を小児とみなして取り扱う場合</p> <p>(イ) 幼児だけで旅行するとき。</p> <p>(ロ) 団体旅客として乗車するとき、又は、団体旅客に随伴されるとき。</p> <p>(ハ) 団体乗車券以外の乗車券を使用する6才以上の旅客に随伴されている場合でも2人をこえた者であるとき。</p> <p>(2) 有効期間</p> <p>イ 片道、往復各乗車券別</p> <p>(イ) 片道乗車券 1日とする。</p> <p>(ロ) 往復乗車券 片道乗車券の有効期間の2倍とする。</p> <p>ロ 有効期間の起算日の初日の時間</p> <p>有効期間の初日は時間の長短にかかわらず1日として計算し、且つ、有効開始日を特に指定して発売したものを除き、その乗車券を発行した当日から起算する。</p> <p>ハ 運賃制度を異にする線区にまたがる場合</p> <p>前イ、ロと同じ。</p> <p>(3) 運賃を1円単位で收受する場合</p> <p>ICカードを用いて自動改札機等による改札を受けて入場し、同一のICカードにより自動改札機等による改札を受けて出場した場合に適用する。ただし、当社線の各駅相互間及び当社線と「PASMO」取扱鉄道事業者との各駅相互間、当社線と「Suica」又は「モノレールSuica」又は「りんかいSuica」の各取扱鉄道事業者との各駅相互間（首都圏エリア）の場合に限る。</p> <p>(4) 運賃を10円単位で收受する場合</p> <p>係員又は乗車券類発売機により乗車券類を購</p>	<p>2 略</p>

現 行	申 請
<p>入した場合等、前項以外の場合に適用する。</p> <p>(5) 途中下車 途中下車をすることはできない。</p> <p>3 定期旅客（定期乗車券）</p> <p>(1) 旅客の年齢</p> <p>イ 大人、小児及び幼児の別</p> <p>(イ) 大 人 12才以上の者</p> <p>(ロ) 小 児 6才以上12才未満の者</p> <p>(ハ) 幼 児 1才以上6才未満の者</p> <p>ロ 幼児を小児とみなして取り扱う場合 幼児だけで旅行するとき。</p> <p>ハ 大人を小児とみなして取り扱う場合 小児用の乗車券は、その有効期間中に、使用 旅客の年齢が12才に達した場合であっても、 その期間中は、これを有効として取り扱う。</p> <p>(2) 発売条件</p> <p>イ 通勤定期乗車券 一般旅客が常時、区間及び経路を同じくして 乗車する場合に発売する。</p> <p>ロ 通学定期乗車券 指定学校に通学するため居住地もより駅と在 籍校もより駅間を常時に、区間及び経路を同じ くして乗車する、学生・生徒・児童又は幼児に 対して発売する。</p> <p>(3) 有効期間</p> <p>イ 各券種別有効期間</p> <p>通勤定期乗車券 1か月、3か月又は6か月 とする。</p> <p>通学定期乗車券 1か月、3か月又は6か月 とする。</p> <p>ロ 有効開始日及び発売日 常時発売するものとし、有効開始日を指定し て発売したものの外、発売日より有効を開始す る。</p> <p>(4) 途中下車及び途中乗車 旅客の任意とし、特に制限しない。</p> <p>(5) 乗車制限 特に制限しない。</p> <p>(6) 乗車回数 特に制限しない。</p>	<p>3 略</p>

現 行	申 請
<p>4 回数旅客（回数乗車券）</p> <p>(1) 旅客の年齢</p> <p>イ 大人、小児及び幼児の別</p> <p> (イ) 大人 12才以上の者</p> <p> (ロ) 小児 6才以上12才未満の者</p> <p> (ハ) 幼児 1才以上6才未満の者</p> <p>ロ 幼児を小児とみなして取り扱う場合</p> <p> (イ) 幼児だけで旅行するとき。</p> <p> (ロ) 回数乗車券を使用する6才以上の旅客に随伴されている場合でも2人をこえた者であるとき。</p> <p>ハ 大人を小児とみなして取り扱う場合</p> <p> 小児用の乗車券は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が12才に達した場合であっても、その期間中は、これを有効として取り扱う。</p> <p>(2) 発売条件</p> <p>イ 普通回数乗車券</p> <p> 区間及び経路を同じくして、しばしば乗車する旅客に対して発売する。</p> <p>ロ 時差回数乗車券</p> <p> 区間及び経路を同じくして、平日の10時から16時までの間又は土曜日、日曜日、国民の祝日、休日並びに12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日にしばしば乗車する旅客に対して発売する。</p> <p>ハ 土・休日割引回数乗車券</p> <p> 区間及び経路を同じくして、土曜日、日曜日、国民の祝日、休日並びに12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日にしばしば乗車する旅客に対して発売する。</p> <p>(3) 有効期間</p> <p> 3か月とする。ただし、通信教育を行う高等学校の生徒に発売する通学用割引普通回数乗車券にあつては、6か月とする。</p> <p>(4) 途中下車</p> <p> 途中下車をすることはできない。</p>	<p>4 略</p>
<p>5 団体旅客（団体乗車券）</p> <p>(1) 旅客の年齢</p> <p>イ 大人、小児及び幼児の別</p>	<p>5 略</p>

現 行	申 請
<p>(イ) 大人 12才以上の者</p> <p>(ロ) 小児 6才以上12才未満の者</p> <p>(ハ) 幼児 1才以上6才未満の者</p> <p>ロ 幼児を小児とみなして取り扱う場合 団体旅客として乗車するとき、又は団体旅客に随伴されるとき。</p> <p>ハ 大人を小児とみなして取り扱う場合 小学校児童によって構成された団体旅客中に12才以上の児童がある場合は、その児童は小児とみなして取り扱う。</p> <p>(2) 適用条件</p> <p>イ 学生団体</p> <p>(イ) 学生・生徒 指定学校の学生・生徒・児童・幼児、保育所の児童、幼保連携型認定こども園の児童25人以上のもの。ただし、へき地教育振興法第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が25人未満のときであってもこの取扱をする。</p> <p>(ロ) 教職員 前号の学校・保育所・幼保連携型認定こども園の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。）</p> <p>(ハ) 付添人及び旅行あつ旋人 付添人は大人とし、次の場合に限り、旅客1人につき1人とする。</p> <p>a 幼稚園の幼児、保育所の児童、幼保連携型認定こども園の児童又は小学校第3学年以下の児童であるとき。</p> <p>b 障害又は虚弱のため、会社において付添を必要と認めたとき。 旅行あつ旋人はこれと同行する旅行あつ旋人であって、その団体の構成する人員が99人までのときはうち1人、100人以上100人までを増すごとにうち1人が構成人員となる。 以上の要件によって構成された団体で、その学校の教職員が引率するもの。</p> <p>ロ 普通団体 前号以外の旅客によって構成され、その人員が25人以上の団体で、責任のある代表者の引</p>	

現 行	申 請
<p>率するもの。</p> <p>(3) 有効期間及び途中下車 その都度定める。</p> <p>(4) 責任人員 次の各号の1により運送する場合は、その全行程について申込人員（大人と小児との混合の団体の場合は、大人と小児との各別の申込人員）の9割に相当する人員（1人未満のは数は、大人と小児とを各別に切り捨てる。）を責任人員とし、実際乗車人員がこれに満たない場合であっても責任人員に相当する団体旅客運賃を責任者から收受する。</p> <p>客車専用扱の団体にあつては、貸切旅客運賃收受定員の9割に相当する人員（その人員は大人とし、1人未満のは数は、1両ごとに切り捨てる。）をもって責任人員とする。</p> <p>イ 特別に列車を設定し、又は客車を増結して運送する場合</p> <p>ロ 客車専用扱とする場合</p> <p>ハ その他特別の手配をして運送する場合</p> <p>(5) 保証金 団体旅客運送について責任人員を付加された場合は、団体旅客運送引受けの内容に従って計算した団体旅客運賃の1割に相当する額（100円未満のは数は100円単位に切り上げる。）を保証金として、団体旅客の申込者から收受する。</p> <p>保証金の納付後において会社の責に帰さない事由によって申込者その申込を取り消したときは、これを返還しない。</p> <p>6 貸切旅客（貸切乗車券）</p> <p>(1) 旅客の年齢 年齢の区別はしない。</p> <p>(2) 適用条件 旅客が、あらかじめその人員・行程その他輸送計画に必要な事項を記載した貸切旅客運送申込書を提出し、貸切旅客運送の申込を行い、会社が運送上支障がないと認めるときは、客車又は列車の貸切の取扱をする。</p> <p>(3) 有効期間 その都度定める。</p> <p>(4) 保証金</p>	<p>6 略</p>

現 行	申 請
<p>会社において特に必要と認めた場合は、その申込人員に対する貸切旅客運賃の1割に相当する額（100円未満の数は100円単位に切り上げる。）を保証金として、貸切旅客の申込者から收受する。</p> <p>7 特殊割引旅客（特殊割引乗車券）</p> <p>(1) 学生割引</p> <p>イ 通信教育を行う高等学校の生徒 指定学校のうち通信教育を行う高等学校の生徒が、面接授業又は試験のため、順路によって同一区間を乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学校のもより駅までの区間について普通回数旅客運賃の割引をする。</p> <p>ロ 放送大学の学生 放送大学の学生が、授業の出席及び学校行事等への参加等直接教育と関連のため区間を同じくして順路によって乗車する際、その在籍する指定学校の代表者において発行した放送大学学生旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学校のもより駅までの区間について普通回数旅客運賃の割引をする。</p> <p>(2) 被救護者割引</p> <p>イ 被救護者本人 会社の指定した施設に保護され又は救護される者（被救護者）が旅行する場合で所定の割引証を差し出したときに適用する。</p> <p>ロ 被救護者の付添人 被救護者が老幼、虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購求するときは被救護者1人につき付添人1人を限って普通旅客運賃の割引をする。</p> <p>(3) 身体障害者割引（身体障害者旅客運賃割引規程）</p> <p>イ 身体障害者本人 (イ) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、視覚に障害がある者、聴覚又は平衡機能</p>	<p>7 略</p>

現 行	申 請
<p>に障害がある者、音声機能・言語機能又はそ しゃく機能に障害がある者、肢体不自由者及 び心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小 腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝 臓の機能に障害がある者（以下これらを「身 体障害者」という。）が単独で当社線と連絡 運輸の取扱をする他社線を通じて片道100 キロメートルをこえる区間を旅行する場合 で、所定の障害者手帳を呈示したときに、普 通旅客運賃の割引をする。</p> <p>(ロ) 前項の身体障害者を、次に掲げる第1種身 体障害者及び第2種身体障害者に分ける。</p> <p>a 「第1種身体障害者」とは、次に掲げる者 及び障害度がこれよりも重い者をいう。</p> <p>(a) 視力の良い方の眼の視力が0.1以下 の者。</p> <p>(b) 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80度以下かつ両眼中心視野角度がそ れぞれ56度以下の者。</p> <p>(c) 両眼開放視認点数が70点以下かつ両 眼中心視野視認点数が40点以下の 者。</p> <p>(d) 両耳の聴力が耳介に近接しなければ大 声語を理解し得ない者。</p> <p>(e) 両上肢を中手指関節以上で又は両下肢 をショパール関節以上で失った者。</p> <p>(f) 両上肢又は両下肢の機能を著しく障害 された者。</p> <p>(g) 体幹の機能障害により起居、移動の困 難な者。</p> <p>(h) 心臓・腎臓・呼吸器・小腸・ヒト免疫 不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機 能の障害により、社会での日常生活活 動が著しく制限される者。</p> <p>(i) ぼうこう又は直腸の機能の障害によ り、家庭内での日常生活活動が著しく 制限される者。</p> <p>(j) 前各目の障害の種類を2以上有し、そ の障害の総合の程度が前各目に準ずる 者。</p> <p>b 「第2種身体障害者」とは、前号以外の者 をいう。</p>	

現 行	申 請
<p>ロ 身体障害者及びその介護者</p> <p>身体障害者が第1種身体障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認める者とする。身体障害者がその介護者と乗車区間、乗車券の種類及び有効期間を同一にして乗車する場合で所定の障害者手帳を呈示したときは、普通・定期・普通回数各旅客運賃の割引をする。ただし、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限る。</p> <p>(4) 知的障害者割引（知的障害者旅客運賃割引規程）</p> <p>イ 知的障害者本人</p> <p>(イ) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者（以下これらを「知的障害者」という。）が単独で当社線と連絡運輸の取扱をする他社線を通じて片道100キロメートルをこえる区間を旅行する場合で、所定の知的障害者療育手帳を呈示したときに、普通旅客運賃の割引をする。</p> <p>(ロ) 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。</p> <p>a 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者及びこれよりも重度の者をいう。</p> <p>(a) 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。</p> <p>(注) 日常生活において常時介護を要する程度のものとは、次のいずれかに該当するものであることとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における基本的動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介助を必要とする者。 ・失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行動を有し、常時注意と指導を必要とする者。 	

現 行	申 請
<p>(b) 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。</p> <p>(注) 知能指数が50以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当するものとされている。</p> <p>b「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。</p> <p>ロ 知的障害者及びその介護者</p> <p>知的障害者が第1種知的障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認める者とする。知的障害者がその介護者と乗車区間、乗車券の種類及び有効期間を同一にして乗車する場合で所定の知的障害者療育手帳を呈示したときは、普通・定期・普通回数各旅客運賃の割引をする。ただし、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限る。</p> <p>(5) 戦没者遺族割引（戦没者遺族旅客運賃割引規程）</p> <p>靖国神社に合祀された戦没者の遺族が、靖国神社に参拝のため往復乗車する場合で、所定の割引証を差し出したときに適用する。</p> <p>第3 乗継運賃</p> <p>京王電鉄京王線（以下「京王線」という。）又は京王電鉄競馬場線（以下「競馬場線」という。）と東日本旅客鉄道南武線（以下「南武線」という。）又は東日本旅客鉄道武蔵野線（以下「武蔵野線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、京王線と東日本旅客鉄道山手線（以下「山手線」という。）又は東日本旅客鉄道中央本線（以下「中央本線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、京王電鉄井の頭線（以下「井の頭線」という。）と山手線との間を相互に乗り継いで利用する場合、井の頭線と中央本線との間を相互に乗り継い</p>	<p>第3 乗継運賃略</p>

現 行	申 請
<p>で利用する場合、京王線と東京地下鉄丸ノ内線（以下「丸ノ内線」という。）又は東京地下鉄副都心線（以下「副都心線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、井の頭線と東京地下鉄銀座線（以下「銀座線」という。）又は東京地下鉄半蔵門線（以下「半蔵門線」という。）又は東京地下鉄千代田線（以下「千代田線」という。）又は副都心線との間を相互に乗り継いで利用する場合、京王線と東京都交通局新宿線（以下「新宿線」という。）又は東京都交通局大江戸線（以下「大江戸線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、京王線又は井の頭線と小田急電鉄小田原線（以下「小田原線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合及び井の頭線と東急電鉄東横線（以下「東横線」という。）又は東急電鉄田園都市線（以下「田園都市線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合の連絡普通旅客運賃の計算方法及び適用方法は次のとおりとする。</p> <p>1 適用区間</p> <p>(1) 京王線「府中」、「多磨霊園」間各駅又は同線「中河原」若しくは「聖蹟桜ヶ丘」各駅又は京王線東府中経由競馬場線「府中競馬正門前」駅と分倍河原接続南武線「西府」若しくは「谷保」各駅又は同線「府中本町」駅又は南武線府中本町経由武蔵野線「北府中」駅相互間</p> <p>(2) 京王線「初台」、「笹塚」間各駅と新宿接続山手線「新大久保」若しくは「高田馬場」各駅、又は同線「代々木」若しくは「原宿」各駅、新宿接続中央本線「大久保」若しくは「東中野」各駅、又は同線「代々木」、「信濃町」間各駅相互間</p> <p>(3) 井の頭線「神泉」、「東松原」間各駅と渋谷接続山手線「原宿」若しくは「代々木」各駅、又は同線「恵比寿」駅相互間</p> <p>(4) 井の頭線「井の頭公園」、「高井戸」間各駅と吉祥寺接続中央本線「西荻窪」又は「三鷹」各駅相互間</p> <p>(5) 京王線「初台」、「笹塚」間各駅と新宿接続丸ノ内線「西新宿」、「中野坂上」若しくは「新中野」又は「中野新橋」各駅、又は同線「新宿三丁目」若しくは「新宿御苑前」各駅、新宿接</p>	<p>1 略</p>

現 行	申 請
<p>続丸ノ内線新宿三丁目經由副都心線「東新宿」若しくは「北参道」各駅相互間</p> <p>(6) 井の頭線「神泉」、「東松原」間各駅と渋谷接続銀座線「表参道」若しくは「外苑前」各駅又は半蔵門線「表参道」若しくは「青山一丁目」各駅又は副都心線「明治神宮前」若しくは「北参道」各駅又は銀座線・半蔵門線表参道經由千代田線「明治神宮前」若しくは「乃木坂」各駅又は副都心線明治神宮前經由千代田線「代々木公園」若しくは「表参道」各駅相互間</p> <p>(7) 京王線「初台」、「笹塚」間各駅と新宿接続新宿線「新宿三丁目」若しくは「曙橋」各駅、新宿接続大江戸線「都庁前」若しくは「西新宿五丁目」各駅又は同線「代々木」若しくは「国立競技場」各駅相互間</p> <p>(8) 井の頭線「新代田」、「西永福」間各駅又は「池ノ上」、「渋谷」間各駅又は井の頭線明大前經由京王線「笹塚」、「桜上水」間各駅と下北沢接続小田原線「東北沢」、「参宮橋」間各駅又は同線「世田谷代田」、「経堂」間各駅相互間</p> <p>(9) 京王線「初台」、「笹塚」間各駅と新宿接続小田原線「南新宿」、「代々木上原」間各駅相互間</p> <p>(10) 井の頭線「神泉」、「東松原」間各駅と渋谷接続東横線「代官山」若しくは「中目黒」各駅又は田園都市線「池尻大橋」若しくは「三軒茶屋」各駅相互間</p> <p>2 運賃の計算方法</p> <p>(1) 大人 大人普通旅客運賃から10円を差し引いた額</p> <p>(2) 小児 小児普通旅客運賃から5円を差し引いた額とし、10円未満のは数計算は行わない。ただし、京王線と山手線又は中央本線との乗継の場合及び井の頭線と山手線との乗継の場合及び井の頭線と中央本線との乗継の場合は、小児普通旅客運賃から10円を差し引いた額とする。</p> <p>3 適用方法 第2の2のとおり</p>	<p>2 略</p> <p>3 略</p>

現 行				申 請			
別表1 普通旅客運賃				別表1 普通旅客運賃			
キロ程 (キロメートル)	1円単位 運賃 (円)	10円単位 運賃 (円)	(参考) ※	キロ程 (キロメートル)	1円単位 運賃 (円)	10円単位 運賃 (円)	(参考) ※
			税 抜 運賃 (円)				税 抜 運賃 (円)
1	126	130	115	1	140	140	128
2	126	130	115	2	140	140	128
3	126	130	115	3	140	140	128
4	126	130	115	4	140	140	128
5	136	140	124	5	160	160	146
6	136	140	124	6	160	160	146
7	157	160	143	7	188	190	171
8	157	160	143	8	188	190	171
9	157	160	143	9	188	190	171
10	178	180	162	10	209	210	190
11	178	180	162	11	209	210	190
12	178	180	162	12	209	210	190
13	199	200	181	13	230	230	209
14	199	200	181	14	230	230	209
15	199	200	181	15	230	230	209
16	242	250	220	16	273	280	249
17	242	250	220	17	273	280	249
18	242	250	220	18	273	280	249
19	242	250	220	19	273	280	249
20	283	290	258	20	314	320	286
21	283	290	258	21	314	320	286
22	283	290	258	22	314	320	286
23	283	290	258	23	314	320	286
24	283	290	258	24	314	320	286
25	325	330	296	25	356	360	324
26	325	330	296	26	356	360	324
27	325	330	296	27	356	360	324
28	325	330	296	28	356	360	324
29	325	330	296	29	356	360	324
30	325	330	296	30	356	360	324
31	346	350	315	31	388	390	353
32	346	350	315	32	388	390	353
33	346	350	315	33	388	390	353
34	346	350	315	34	388	390	353
35	346	350	315	35	388	390	353

現 行				申 請			
別表1 つづき				別表1 つづき			
			(参考) ※				(参考) ※
キロ程 (キロメートル)	1円単位 運賃 (円)	10円単位 運賃 (円)	税 抜 運賃 (円)	キロ程 (キロメートル)	1円単位 運賃 (円)	10円単位 運賃 (円)	税 抜 運賃 (円)
36	346	350	315	36	388	390	353
37	346	350	315	37	388	390	353
38	367	370	334	38	409	410	372
39	367	370	334	39	409	410	372
40	367	370	334	40	409	410	372
41	367	370	334	41	409	410	372
42	367	370	334	42	409	410	372
43	367	370	334	43	409	410	372
44	367	370	334	44	409	410	372
45	388	390	353	45	430	430	391
46	388	390	353	46	430	430	391
47	388	390	353	47	430	430	391
48	388	390	353	48	430	430	391
49	388	390	353	49	430	430	391
50	388	390	353	50	430	430	391
51	388	390	353	51	430	430	391
52	388	390	353	52	430	430	391
<p>相模原線京王多摩川・橋本間内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、京王多摩川・橋本間内の乗車キロに応じ、19キロメートルを超え22キロメートルまで20円を加算した額とする。</p> <p>※参考として表示した「税抜運賃」とは、平成26年3月31日時点の消費税を含んだ普通旅客運賃に105分の5を乗じ算出した税額を同運賃から減額した額をいう。この「税抜運賃」は普通旅客運賃を算出するための基準となる運賃である。</p>				<p>(削除) (大臣報告により廃止予定)</p> <p>※参考として表示した「税抜運賃」とは、令和5年3月24日申請の消費税を含んだ普通旅客運賃に110分の10を乗じ算出した税額を同運賃から減額した額をいう。この「税抜運賃」は普通旅客運賃を算出するための基準となる運賃である。</p>			

現 行				申 請			
別表2 定期旅客運賃 (大人1か月)				別表2 定期旅客運賃 (大人1か月)			
通勤定期旅客運賃				通勤定期旅客運賃			
キロ程 (キロメートル)	運 賃 (円)	キロ程 (キロメートル)	運 賃 (円)	キロ程 (キロメートル)	運 賃 (円)	キロ程 (キロメートル)	運 賃 (円)
1	4,700	27	12,150	1	5,240	27	13,330
2	4,700	28	12,150	2	5,240	28	13,330
3	4,700	29	12,150	3	5,240	29	13,330
4	4,700	30	12,150	4	5,240	30	13,330
5	5,080	31	13,020	5	5,990	31	14,530
6	5,080	32	13,020	6	5,990	32	14,530
7	5,890	33	13,020	7	7,040	33	14,530
8	5,890	34	13,020	8	7,040	34	14,530
9	5,890	35	13,020	9	7,040	35	14,530
10	6,680	36	13,020	10	7,820	36	14,530
11	6,680	37	13,020	11	7,820	37	14,530
12	6,680	38	13,750	12	7,820	38	15,310
13	7,430	39	13,750	13	8,610	39	15,310
14	7,430	40	13,750	14	8,610	40	15,310
15	7,430	41	13,750	15	8,610	41	15,310
16	8,990	42	13,750	16	10,220	42	15,310
17	8,990	43	13,750	17	10,220	43	15,310
18	8,990	44	13,750	18	10,220	44	15,310
19	8,990	45	14,550	19	10,220	45	16,100
20	10,650	46	14,550	20	11,760	46	16,100
21	10,650	47	14,550	21	11,760	47	16,100
22	10,650	48	14,550	22	11,760	48	16,100
23	10,650	49	14,550	23	11,760	49	16,100
24	10,650	50	14,550	24	11,760	50	16,100
25	12,150	51	14,550	25	13,330	51	16,100
26	12,150	52	14,550	26	13,330	52	16,100
<p>相模原線京王多摩川・橋本間内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、京王多摩川・橋本間内の乗車キロに応じ、19キロメートルを超え22キロメートルまで760円を加算した額とする。</p>				<p>(削除) (大臣報告により廃止予定)</p>			

現 行				申 請			
通学定期旅客運賃				通学定期旅客運賃			
キロ程 (キロメートル)	運 賃 (円)	キロ程 (キロメートル)	運 賃 (円)	キロ程 (キロメートル)	運 賃 (円)	キロ程 (キロメートル)	運 賃 (円)
1	1,870	27	3,890	1	1,870	27	3,890
2	1,870	28	3,890	2	1,870	28	3,890
3	1,870	29	3,890	3	1,870	29	3,890
4	1,870	30	3,890	4	1,870	30	3,890
5	2,040	31	4,290	5	2,040	31	4,290
6	2,040	32	4,290	6	2,040	32	4,290
7	2,270	33	4,290	7	2,270	33	4,290
8	2,270	34	4,290	8	2,270	34	4,290
9	2,270	35	4,290	9	2,270	35	4,290
10	2,620	36	4,290	10	2,620	36	4,290
11	2,620	37	4,290	11	2,620	37	4,290
12	2,620	38	4,510	12	2,620	38	4,510
13	2,860	39	4,510	13	2,860	39	4,510
14	2,860	40	4,510	14	2,860	40	4,510
15	2,860	41	4,510	15	2,860	41	4,510
16	3,200	42	4,510	16	3,200	42	4,510
17	3,200	43	4,510	17	3,200	43	4,510
18	3,200	44	4,510	18	3,200	44	4,510
19	3,200	45	4,630	19	3,200	45	4,630
20	3,550	46	4,630	20	3,550	46	4,630
21	3,550	47	4,630	21	3,550	47	4,630
22	3,550	48	4,630	22	3,550	48	4,630
23	3,550	49	4,630	23	3,550	49	4,630
24	3,550	50	4,630	24	3,550	50	4,630
25	3,890	51	4,630	25	3,890	51	4,630
26	3,890	52	4,630	26	3,890	52	4,630
<p>相模原線京王多摩川・橋本間内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、京王多摩川・橋本間内の乗車キロに応じ、19キロメートルを超え22キロメートルまで310円を加算した額とする。</p>				<p>(削除) (大臣報告により廃止予定)</p>			

現 行	申 請
<p>運輸に関する料金</p> <p>1. 座席指定料金 410円 (均一) ただし旅客が係員の承諾を得ずに、かつ、事前に座席指定券を購入せずに座席指定列車に乗車した場合は、次の額を加算した額とする。 座席指定券 1枚につき 290円</p> <p>2. 貸切車の留置料 客車 1両 2時間までごとに 1,980円</p> <p>3. 貸切扱取消の場合の回送料 客車 1両 1キロメートルにつき 240円</p> <p>4. 乗車券の方向変更及び経路変更手数料 無 料</p> <p>5. 団体乗車券の行程変更手数料 無 料</p> <p>6. 再收受した旅客運賃の払いもどし手数料 普通乗車券 1枚につき 130円 ただし連絡に係るもの 1枚につき 220円</p> <p>7. 団体乗車券又は貸切乗車券紛失再発行手数料 無 料</p> <p>8. 旅行開始前の旅客運賃の払いもどし手数料 普通乗車券 1枚につき 130円 ただし連絡に係るもの 1枚につき 220円 その他の乗車券 1枚につき 220円</p> <p>9. 定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし手数料 1枚につき 220円</p>	<p>運輸に関する料金</p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p> <p>5. 略</p> <p>6. 再收受した旅客運賃の払いもどし手数料 普通乗車券 1枚につき 140円 略</p> <p>7. 略</p> <p>8. 旅行開始前の旅客運賃の払いもどし手数料 普通乗車券 1枚につき 140円 略</p> <p>9. 略</p>

現 行	申 請
<p>10. 旅行中止による旅客運賃の払いもどし手数料 普通乗車券 1枚につき 130円 ただし連絡に係るもの 1枚につき 220円 その他の乗車券 1枚につき 220円</p>	<p>10. 旅行中止による旅客運賃の払いもどし手数料 普通乗車券 1枚につき 140円 略</p>
<p>11. 座席指定料金の払いもどし手数料 座席指定券 1枚につき 100円</p>	<p>11. 略</p>
<p>12. 入場料 大人130円 小児70円</p>	<p>12. 入場料 大人140円 略</p>
<p>13. 有料手回り品料金 無料手回り品の制限をこえるもの1回について、持込区間の小児普通旅客運賃（10円単位運賃）に相当する額</p>	<p>13. 略</p>

5. 収入・原価表

(単位：百万円、%)

科 目	算 式	年 度	3 年 度 (実績)	6～8年度 (推定)		増 減	
				現 行	改 定	増収額	増収率
				A	B	B - A	
収 入	旅 客 運 賃	(A) = (B) + (C)	60,456	217,586	242,598	25,012	11.5
	定 期 外	(B)	35,260	131,181	146,191	15,010	11.4
	定 期	(C)	25,195	86,404	96,406	10,002	11.6
	運 輸 雑 収	(D)	3,685	12,075	12,075	—	—
	厚生福利施設収入	(E)	219	659	659	—	—
	小 計	(F) = (A) + (D) + (E)	64,361	230,321	255,333	25,012	10.9
	雑 収 入	(G)	53	237	237	—	—
	計	(H) = (F) + (G)	64,414	230,558	255,570	25,012	10.8
原 価	適 正 コ ス ト	(I)	35,985	121,430	121,430	—	—
	車両使用料収入等に 係る人件費、経費	(J)	528	1,413	1,413	—	—
	その他の運輸雑収等に 係る人件費、経費	(K)	1,856	5,913	5,913	—	—
	動 力 費	(L)	4,455	13,932	13,932	—	—
	賃 借 料	(M)	658	1,987	1,987	—	—
	固 定 資 産 除 却 費	(N)	885	7,896	7,896	—	—
	諸 税	(O)	5,378	17,595	17,595	—	—
	減 価 償 却 費	(P)	15,873	54,319	54,319	—	—
	計	(Q) = (I) + (J) + (K) + (L) + (M) + (N) + (O) + (P)	65,622	224,488	224,488	—	—
	雑 支 出	(R)	26	199	199	—	—
	法 人 税 等	(S)	1,694	5,083	5,083	—	—
	計	(T) = (Q) + (R) + (S)	67,344	229,771	229,771	—	—
	事 業 報 酬	(U)	8,351	29,787	29,787	—	—
	計	(V) = (T) + (U)	75,695	259,559	259,559	—	—
差 引 損 益	(W) = (H) - (V)	-11,281	-29,000	-3,988	25,012	—	
収 支 率	(X) = (H) / (V)	85.1	88.8	98.5	—	—	

※端数処理のため、各項目の合計が一致しない場合がある

6. 鉄道事業設備投資計画表

(単位：百万円)

年 度		3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
項 目		実 績	計 画	計 画	計 画	計 画	計 画
踏切及び 運転保安 工事	高架化及び地下化	4,822	6,263	5,640	6,450	3,528	3,135
	踏切道の立体交差化及び 踏切保安施設の新設・改良	77	352	358	169	154	118
	車 両	1,136	3,554	3,971	5,472	6,829	6,975
	(代替車両数)	(0)	(10)	(10)	(20)	(20)	(20)
	線 路	1,034	1,802	2,903	1,454	3,834	1,318
	電 気	615	3,377	4,325	3,424	3,447	5,188
	工場・検修設備等	196	418	184	267	871	118
	そ の 他	4,657	3,850	12,929	3,512	1,587	2,149
	計	12,539	19,618	30,314	20,752	20,254	19,005
サー ビス 改善 工事	駅施設の改良	3	275	414	637	442	279
	移動制約者用施設の整備	389	799	2,466	5,964	10,803	8,011
	そ の 他	196	415	1,520	305	109	92
	計	589	1,489	4,402	6,907	11,355	8,383
都心乗 入れ等 輸送力 増強 工事	都心乗入れ新線工事	0	0	0	0	0	0
	ニュータウン等乗入れ新線建設	0	0	0	0	0	0
	複線化及び複々線化	0	0	0	0	0	0
	停車場改良等	515	895	1,743	8,195	1,995	2,253
	車両新造及び改造	0	0	0	0	0	0
	(増備車両数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	電気施設の新設・改良	0	0	0	0	0	0
	車庫等の新設・改良	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	216	964	1,638	1,595	1,608	2,552
計	732	1,860	3,382	9,790	3,603	4,805	
小 計	13,861	22,969	38,098	37,450	35,213	32,194	
鉄道・運輸機構工事	0	0	0	0	0	0	
総 合 計	13,861	22,969	38,098	37,450	35,213	32,194	

※端数処理のため、各項目の合計が一致しない場合がある

7. 旅客運賃変更認可申請の内容

(1) 運賃制度

普通運賃			
現行		申請	
大人片道普通旅客運賃は乗車する発着区間のキロ程により、次により計算した額とする。		大人片道普通旅客運賃は乗車する発着区間のキロ程により、次により計算した額とする。	
イ 1円単位運賃		イ 1円単位運賃	
4キロメートルまで	126円	4キロメートルまで	140円
4キロメートルを超え		4キロメートルを超え	
6キロメートルまで	136円	6キロメートルまで	160円
6キロメートルを超え		6キロメートルを超え	
9キロメートルまで	157円	9キロメートルまで	188円
9キロメートルを超え		9キロメートルを超え	
12キロメートルまで	178円	12キロメートルまで	209円
12キロメートルを超え		12キロメートルを超え	
15キロメートルまで	199円	15キロメートルまで	230円
15キロメートルを超え		15キロメートルを超え	
19キロメートルまで	242円	19キロメートルまで	273円
19キロメートルを超え		19キロメートルを超え	
24キロメートルまで	283円	24キロメートルまで	314円
24キロメートルを超え		24キロメートルを超え	
30キロメートルまで	325円	30キロメートルまで	356円
30キロメートルを超え		30キロメートルを超え	
37キロメートルまで	346円	37キロメートルまで	388円
37キロメートルを超え		37キロメートルを超え	
44キロメートルまで	367円	44キロメートルまで	409円
44キロメートルを超え		44キロメートルを超え	
52キロメートルまで	388円	52キロメートルまで	430円
ロ 10円単位運賃		ロ 10円単位運賃	
4キロメートルまで	130円	4キロメートルまで	140円
4キロメートルを超え		4キロメートルを超え	
6キロメートルまで	140円	6キロメートルまで	160円
6キロメートルを超え		6キロメートルを超え	
9キロメートルまで	160円	9キロメートルまで	190円
9キロメートルを超え		9キロメートルを超え	
12キロメートルまで	180円	12キロメートルまで	210円
12キロメートルを超え		12キロメートルを超え	
15キロメートルまで	200円	15キロメートルまで	230円

普通運賃			
現 行		申 請	
15キロメートルを超え		15キロメートルを超え	
19キロメートルまで	250円	19キロメートルまで	280円
19キロメートルを超え		19キロメートルを超え	
24キロメートルまで	290円	24キロメートルまで	320円
24キロメートルを超え		24キロメートルを超え	
30キロメートルまで	330円	30キロメートルまで	360円
30キロメートルを超え		30キロメートルを超え	
37キロメートルまで	350円	37キロメートルまで	390円
37キロメートルを超え		37キロメートルを超え	
44キロメートルまで	370円	44キロメートルまで	410円
44キロメートルを超え		44キロメートルを超え	
52キロメートルまで	390円	52キロメートルまで	430円
ハ 加算運賃		(削除)	
前イ、ロについて、相模原線京王多摩川・橋本間内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、京王多摩川・橋本間内の乗車キロに応じ、		(大臣報告により廃止予定)	
19キロメートルを超え			
22キロメートルまで	20円		
を加算した額とする。			

(2) 定期割引率

定期運賃(平均割引率)			
通勤定期		通学定期	
現行	申請	現行	申請
37.6%	37.6%	77.4%	80.1%

(3) 改定率・増収率

種別		改定率	増収率
定期外		13.8%	11.4%
定期	通勤	14.1%	13.0%
	通学	0.0%	0.0%
	計	12.5%	11.6%
合計		13.3%	11.5%

(4) 主要区間、対抗区間運賃比較

(単位：円)

区 間	種 別	京 王 電 鉄		東日本旅客鉄道
		現 行	申 請	
新 宿 ～ 明 大 前	普通 1 円	136	160	—
	普通 10 円	140	160	—
	通勤定期	5,080	5,990	—
	通学定期	2,040	2,040	—
新 宿 ～ 調 布	普通 1 円	242	273	—
	普通 10 円	250	280	—
	通勤定期	8,990	10,220	—
	通学定期	3,200	3,200	—
新 宿 ～ 府 中	普通 1 円	283	314	—
	普通 10 円	290	320	—
	通勤定期	10,650	11,760	—
	通学定期	3,550	3,550	—
新 宿 ～ 京王八王子	普通 1 円	367	409	492
	普通 10 円	370	410	500
	通勤定期	13,750	15,310	13,320
				14,970
	通学定期	4,510	4,510	7,190
新 宿 ～ 橋 本	普通 1 円	387	409	—
	普通 10 円	390	410	—
	通勤定期	14,510	15,310	—
	通学定期	4,820	4,510	—
澁 谷 ～ 下 北 沢	普通 1 円	126	140	—
	普通 10 円	130	140	—
	通勤定期	4,700	5,240	—
	通学定期	1,870	1,870	—
澁 谷 ～ 吉 祥 寺	普通 1 円	199	230	230
	普通 10 円	200	230	230
	通勤定期	7,430	8,610	6,200
				6,950
	通学定期	2,860	2,860	5,490

※東日本旅客鉄道の運賃は、鉄道駅バリアフリー料金反映後のものを記載

※東日本旅客鉄道の通勤定期は、上段が「オフピーク定期券」、下段が「通常の定期券」の運賃を記載

(参考)

旅客運賃の計算方法、適用方法及び乗継運賃

京王電鉄株式会社

第1 運賃の計算方法

以下に記した額を最高額として別途定める額

1 普通旅客運賃

対キロ区間制

別表1のとおり

(1) キロ程のは数計算方

旅客運賃を計算する場合の1キロメートル未満のは数は、これを1キロメートルに切り上げる。

(2) 運賃計算上使用するキロ程

旅客運賃を計算する場合に使用するキロ程は、別に定める場合を除いて、同一方向に連続する場合に限り、これを通算する。

(3) 1円単位運賃及び10円単位運賃

イ 1円単位運賃

普通旅客運賃のうち、ICカードを用いて自動改札機等による改札を受けて入場し、同一のICカードにより自動改札機等による改札を受けて出場した場合に適用する運賃をいう。

ロ 10円単位運賃

係員又は乗車券類発売機により乗車券類を購入する場合等、前イ以外の場合に適用される運賃をいう。

(4) 運賃計算方

大人片道普通旅客運賃は乗車する発着区間のキロ程により、次により計算した額とする。

イ 1円単位運賃

4キロメートルまで	140円
4キロメートルを超え 6キロメートルまで	160円
6キロメートルを超え 9キロメートルまで	188円
9キロメートルを超え 12キロメートルまで	209円
12キロメートルを超え 15キロメートルまで	230円
15キロメートルを超え 19キロメートルまで	273円
19キロメートルを超え 24キロメートルまで	314円
24キロメートルを超え 30キロメートルまで	356円
30キロメートルを超え 37キロメートルまで	388円
37キロメートルを超え 44キロメートルまで	409円
44キロメートルを超え 52キロメートルまで	430円

ロ 10円単位運賃

4キロメートルまで	140円
4キロメートルを超え 6キロメートルまで	160円
6キロメートルを超え 9キロメートルまで	190円
9キロメートルを超え 12キロメートルまで	210円
12キロメートルを超え 15キロメートルまで	230円
15キロメートルを超え 19キロメートルまで	280円
19キロメートルを超え 24キロメートルまで	320円
24キロメートルを超え 30キロメートルまで	360円
30キロメートルを超え 37キロメートルまで	390円

37キロメートルを超え44キロメートルまで	410円
44キロメートルを超え52キロメートルまで	430円

(5) 小児及び幼児の旅客運賃の計算方

イ 1円単位の小児の普通旅客運賃は、その旅客運賃を割引する場合を除いて、1円単位の大人普通旅客運賃を折半して、1円未満のは数を切り捨てて1円単位とする。

ロ 10円単位の小児の普通旅客運賃は、その旅客運賃を割引する場合を除いて、10円単位の大人普通旅客運賃を折半して、10円未満のは数を切り上げて10円単位とする。

(以下この計算方法をは数計算という。)

ハ 幼児の普通旅客運賃は、これを小児とみなして取り扱う場合を除き無賃とする。

(6) 割引の旅客運賃の計算方

イ 割引の大人片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。

ロ 割引の小児片道普通旅客運賃は、小児片道普通旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。

(7) 往復乗車の場合の普通旅客運賃の計算方

往復乗車する場合の普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、各区间ごとの割引の片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

この場合、乗車区間のキロ程について割引の制限があるときは、その制限は各区间について適用する。

2 定期旅客運賃

表 定 制

別表2のとおり

(1) キロ程のは数計算方

普通旅客運賃の計算方の場合と同様とする。

(2) 運賃計算上使用するキロ程

旅客運賃を計算する場合に使用するキロ程は、同一方向に連続する場合に限り、これを通算する。

(3) 運賃計算方(大人1か月)

イ 通勤定期旅客運賃

4キロメートルまで	5,240円
4キロメートルを超え 6キロメートルまで	5,990円
6キロメートルを超え 9キロメートルまで	7,040円
9キロメートルを超え 12キロメートルまで	7,820円
12キロメートルを超え 15キロメートルまで	8,610円
15キロメートルを超え 19キロメートルまで	10,220円
19キロメートルを超え 24キロメートルまで	11,760円
24キロメートルを超え 30キロメートルまで	13,330円
30キロメートルを超え 37キロメートルまで	14,530円
37キロメートルを超え 44キロメートルまで	15,310円
44キロメートルを超え 52キロメートルまで	16,100円

ロ 通学定期旅客運賃

4キロメートルまで	1, 870円
4キロメートルを超え 6キロメートルまで	2, 040円
6キロメートルを超え 9キロメートルまで	2, 270円
9キロメートルを超え12キロメートルまで	2, 620円
12キロメートルを超え15キロメートルまで	2, 860円
15キロメートルを超え19キロメートルまで	3, 200円
19キロメートルを超え24キロメートルまで	3, 550円
24キロメートルを超え30キロメートルまで	3, 890円
30キロメートルを超え37キロメートルまで	4, 290円
37キロメートルを超え44キロメートルまで	4, 510円
44キロメートルを超え52キロメートルまで	4, 630円

(4) 3か月定期旅客運賃の計算方 (大人)

1か月定期旅客運賃を3倍し、これを5分引して、は数計算した額とする。

(5) 6か月定期旅客運賃の計算方 (大人)

1か月定期旅客運賃を6倍し、これを1割引して、は数計算した額とする。

(6) 小児定期旅客運賃の計算方

小児定期旅客運賃は、その旅客運賃を割引する場合を除いて、大人定期旅客運賃を折半し、は数計算した額とする。

3 回数旅客運賃

10円単位の普通旅客運賃を基準に、次により計算した額とする。

(1) 運賃計算方

イ 普通回数乗車券

11券片とし、発着区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

ロ 時差回数乗車券

12券片とし、発着区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

ハ 土・休日割引回数乗車券

14券片とし、発着区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(2) 小児普通回数旅客運賃は発着区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

4 団体旅客運賃

10円単位の普通旅客運賃を基準に、次により計算した額とする。

(1) 運賃計算方

イ 大人の場合

全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から下記割引率による割引額を差し引いた額をは数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

ロ 小児の場合

全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から下記割引率による割引額を差し引いた額をは数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

ハ 大人、小児混乗の場合

大人、小児各別に前各号の規定によって算出した額を合計した額とする。

(2) 無賃扱人員

団体旅客人員が普通団体については25人以上、学生団体については26人以上99人までのときは、うち1人を、100人以上100人までを増すごとに、うち1人を、それぞれ無賃扱とする。

(3) 団体旅客運賃割引率

種別 人員	普通団体	学生団体	記 事
25人以上	1割	3割	普通団体は25人以上、学生団体は学級生25人以上とする。

ただし、学生団体のうちへき地教育振興法第2条に規定するへき地の小、中学校については、その人員が25人未満のときであっても学生団体としての割引率を適用し、旅客運賃の割引を行う。

5 貸切旅客運賃

10円単位の普通旅客運賃を基準に、次により計算した額とする。

(1) 運賃計算方

その車両の定員に相当する大人普通旅客運賃額とする。

(2) 貸切旅客運賃の最低額

全貸切区間の旅客運賃が20キロメートル分の旅客運賃に満たないときであっても、20キロメートル分の旅客運賃を収受する。

(3) 定員超過の場合の取扱方

貸切旅客の実際乗車人員が、その旅客運賃収受定員を超過するときは、その超過人員に対して、大人普通旅客運賃を収受する。この場合大人普通旅客運賃の最低額については、前号によるものとする。

6 特殊割引旅客運賃

(1) 運賃計算方

イ 被救護者（付添人を必要とするときは、被救護者及び付添人）

10円単位の普通旅客運賃から5割を差し引いて、は数計算した額とする。

ロ 戦没者遺族（戦没者遺族旅客運賃割引規程）

10円単位の普通旅客運賃から5割を差し引いて、は数計算した額とする。ただし、往復に限る。

ハ 身体障害者及びその介護者（身体障害者旅客運賃割引規程）

普通、定期、普通回数各旅客運賃から5割を差し引いて、1円単位の普通旅客運賃は1円未満のは数を切り捨てた額、その他の旅客運賃はは数計算した額とする。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。

ニ 知的障害者及びその介護者（知的障害者旅客運賃割引規程）

普通、定期、普通回数各旅客運賃から5割を差し引いて、1円単位の普通旅客運賃は1円未満のは数を切り捨てた額、その他の旅客運賃はは数計算した額とする。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。

(2) 通学用割引普通回数旅客運賃の計算方

イ 通信教育を行う高等学校の生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃の5割引とする。

ロ 放送大学学園法第4条の規定により設置された放送大学の学生に対しては、大人普通回数旅客運賃の2割引とする。

第2 適用方法（適用条件）

1 乗車券は駅又は会社が発売を委託した箇所で発売する。

ただし、駅で発売する回数乗車券、団体乗車券、定期乗車券については、会社が指定した駅で発売する。この場合、定期乗車券を所持する旅客から、定期乗車券を発売しない駅に購入の申し出があったときで、購入区間内に発売駅がない場合に限り、購入区間と発売駅相互間の区間外乗車を認める。

2 普通旅客（普通乗車券）

(1) 旅客の年齢

イ 大人、小児及び幼児の別

(イ) 大人 12才以上の者

(ロ) 小児 6才以上12才未満の者

(ハ) 幼児 1才以上6才未満の者

ロ 幼児を小児とみなして取り扱う場合

(イ) 幼児だけで旅行するとき。

(ロ) 団体旅客として乗車するとき、又は、団体旅客に随伴されるとき。

(ハ) 団体乗車券以外の乗車券を使用する6才以上の旅客に随伴されている場合でも2人をこえた者であるとき。

(2) 有効期間

イ 片道、往復各乗車券別

(イ) 片道乗車券 1日とする。

(ロ) 往復乗車券 片道乗車券の有効期間の2倍とする。

ロ 有効期間の起算日の初日の時間

有効期間の初日は時間の長短にかかわらず1日として計算し、且つ、有効開始日を特に指定して発売したものを除き、その乗車券を発行した当日から起算する。

ハ 運賃制度を異にする線区にまたがる場合

前イ、ロと同じ。

(3) 運賃を1円単位で収受する場合

ICカードを用いて自動改札機等による改札を受けて入場し、同一のICカードにより自動改札機等による改札を受けて出場した場合に適用する。ただし、当社線の各駅相互間及び当社線と「PASMO」取扱鉄道事業者との各駅相互間、当社線と「Suica」又は「モノレールSuica」又は「りんかいSuica」の各取扱鉄道事業者との各駅相互間（首都圏エリア）の場合に限る。

(4) 運賃を10円単位で収受する場合

係員又は乗車券類発売機により乗車券類を購入した場合等、前項以外の場合に適用する。

(5) 途中下車

途中下車をすることはできない。

3 定期旅客（定期乗車券）

(1) 旅客の年齢

イ 大人、小児及び幼児の別

(イ) 大人 12才以上の者

(ロ) 小児 6才以上12才未満の者

- (ハ) 幼児 1才以上6才未満の者
 - ロ 幼児を小児とみなして取り扱う場合
幼児だけで旅行するとき。
 - ハ 大人を小児とみなして取り扱う場合
小児用の乗車券は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が12才に達した場合であっても、その期間中は、これを有効として取り扱う。
- (2) 発売条件
- イ 通勤定期乗車券
一般旅客が常時、区間及び経路を同じくして乗車する場合に発売する。
 - ロ 通学定期乗車券
指定学校に通学するため居住地もより駅と在籍校もより駅間を常時に、区間及び経路を同じくして乗車する、学生・生徒・児童又は幼児に対して発売する。
- (3) 有効期間
- イ 各券種別有効期間
通勤定期乗車券 1か月、3か月又は6か月とする。
通学定期乗車券 1か月、3か月又は6か月とする。
 - ロ 有効開始日及び発売日
常時発売するものとし、有効開始日を指定して発売したものの外、発売日より有効を開始する。
- (4) 途中下車及び途中乗車
旅客の任意とし、特に制限しない。
- (5) 乗車制限
特に制限しない。
- (6) 乗車回数
特に制限しない。

4 回数旅客（回数乗車券）

- (1) 旅客の年齢
- イ 大人、小児及び幼児の別
 - (イ) 大人 12才以上の者
 - (ロ) 小児 6才以上12才未満の者
 - (ハ) 幼児 1才以上6才未満の者
 - ロ 幼児を小児とみなして取り扱う場合
 - (イ) 幼児だけで旅行するとき。
 - (ロ) 回数乗車券を使用する6才以上の旅客に随伴されている場合でも2人をこえた者であるとき。
 - ハ 大人を小児とみなして取り扱う場合
小児用の乗車券は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が12才に達した場合であっても、その期間中は、これを有効として取り扱う。
- (2) 発売条件
- イ 普通回数乗車券
区間及び経路を同じくして、しばしば乗車する旅客に対して発売する。

ロ 時差回数乗車券

区間及び経路を同じくして、平日の10時から16時までの間又は土曜日、日曜日、国民の祝日、休日並びに12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日にしばしば乗車する旅客に対して発売する。

ハ 土・休日割引回数乗車券

区間及び経路を同じくして、土曜日、日曜日、国民の祝日、休日並びに12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日にしばしば乗車する旅客に対して発売する。

(3) 有効期間

3か月とする。ただし、通信教育を行う高等学校の生徒に発売する通学用割引普通回数乗車券にあつては、6か月とする。

(4) 途中下車

途中下車をすることはできない。

5 団体旅客（団体乗車券）

(1) 旅客の年齢

イ 大人、小児及び幼児の別

- (イ) 大人 12才以上の者
- (ロ) 小児 6才以上12才未満の者
- (ハ) 幼児 1才以上6才未満の者

ロ 幼児を小児とみなして取り扱う場合

団体旅客として乗車するとき、又は団体旅客に随伴されるとき。

ハ 大人を小児とみなして取り扱う場合

小学校児童によって構成された団体旅客中に12才以上の児童がある場合は、その児童は小児とみなして取り扱う。

(2) 適用条件

イ 学生団体

(イ) 学生・生徒

指定学校の学生・生徒・児童・幼児、保育所の児童、幼保連携型認定こども園の児童25人以上のもの。ただし、へき地教育振興法第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が25人未満のときであってもこの取扱をする。

(ロ) 教職員

前号の学校・保育所・幼保連携型認定こども園の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。）

(ハ) 付添人及び旅行あつ旋人

付添人は大人とし、次の場合に限り、旅客1人につき1人とする。

- a 幼稚園の幼児、保育所の児童、幼保連携型認定こども園の児童又は小学校第3学年以下の児童であるとき。
- b 障害又は虚弱のため、会社において付添を必要と認めたとき。

旅行あつ旋人はこれと同行する旅行あつ旋人であつて、その団体の構成する人員が99人までのときはうち1人、100人以上100人までを増すごとにうち1人が構成人員となる。以上の要件によって構成された団体で、その学校の教職員が引率するもの。

ロ 普通団体

前号以外の旅客によって構成され、その人員が25人以上の団体で、責任のある代表者の引

率するもの。

(3) 有効期間及び途中下車

その都度定める。

(4) 責任人員

次の各号の1により運送する場合は、その全行程について申込人員（大人と小児との混合の団体の場合は、大人と小児との各別の申込人員）の9割に相当する人員（1人未満のは数は、大人と小児とを各別に切り捨てる。）を責任人員とし、実際乗車人員がこれに満たない場合であっても責任人員に相当する団体旅客運賃を責任者から収受する。

客車専用扱の団体にあつては、貸切旅客運賃収受定員の9割に相当する人員（その人員は大人とし、1人未満のは数は、1両ごとに切り捨てる。）をもって責任人員とする。

イ 特別に列車を設定し、又は客車を増結して運送する場合

ロ 客車専用扱とする場合

ハ その他特別の手配をして運送する場合

(5) 保証金

団体旅客運送について責任人員を付加された場合は、団体旅客運送引受けの内容に従って計算した団体旅客運賃の1割に相当する額（100円未満のは数は100円単位に切り上げる。）を保証金として、団体旅客の申込者から収受する。

保証金の納付後において会社の責に帰さない事由によって申込者とその申込を取り消したときは、これを返還しない。

6 貸切旅客（貸切乗車券）

(1) 旅客の年齢

年齢の区別はしない。

(2) 適用条件

旅客が、あらかじめその人員・行程その他輸送計画に必要な事項を記載した貸切旅客運送申込書を提出し、貸切旅客運送の申込を行い、会社が運送上支障がないと認めたときは、客車又は列車の貸切の取扱をする。

(3) 有効期間

その都度定める。

(4) 保証金

会社において特に必要と認めた場合は、その申込人員に対する貸切旅客運賃の1割に相当する額（100円未満のは数は100円単位に切り上げる。）を保証金として、貸切旅客の申込者から収受する。

7 特殊割引旅客（特殊割引乗車券）

(1) 学生割引

イ 通信教育を行う高等学校の生徒

指定学校のうち通信教育を行う高等学校の生徒が、面接授業又は試験のため、順路によって同一区間を乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学校のもより駅までの区間について普通回数旅客運賃の割引をする。

ロ 放送大学の学生

放送大学の学生が、授業の出席及び学校行事等への参加等直接教育と関連のため区間を同じく

して順路によって乗車する際、その在籍する指定学校の代表者において発行した放送大学学生旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学校のもより駅までの区間について普通回数旅客運賃の割引をする。

(2) 被救護者割引

イ 被救護者本人

会社の指定した施設に保護され又は救護される者（被救護者）が旅行する場合で所定の割引証を差し出したときに適用する。

ロ 被救護者の付添人

被救護者が老幼、虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購求するときは被救護者1人につき付添人1人を限って普通旅客運賃の割引をする。

(3) 身体障害者割引（身体障害者旅客運賃割引規程）

イ 身体障害者本人

(イ) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、視覚に障害がある者、聴覚又は平衡機能に障害がある者、音声機能・言語機能又はそしゃく機能に障害がある者、肢体不自由者及び心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能に障害がある者（以下これらを「身体障害者」という。）が単独で当社線と連絡運輸の取扱をする他社線を通じて片道100キロメートルをこえる区間を旅行する場合で、所定の障害者手帳を呈示したときに、普通旅客運賃の割引をする。

(ロ) 前項の身体障害者を、次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

a 「第1種身体障害者」とは、次に掲げる者及び障害度がこれよりも重い者をいう。

(a) 視力の良い方の眼の視力が0.1以下の者。

(b) 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度がそれぞれ56度以下の者。

(c) 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下の者。

(d) 両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声語を理解し得ない者。

(e) 両上肢を中手指関節以上で又は両下肢をショーパー関節以上で失った者。

(f) 両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者。

(g) 体幹の機能障害により起居、移動の困難な者。

(h) 心臓・腎臓・呼吸器・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者。

(i) ぼうこう又は直腸の機能の障害により、家庭内での日常生活活動が著しく制限される者。

(j) 前各目の障害の種類を2以上有し、その障害の総合の程度が前各目に準ずる者。

b 「第2種身体障害者」とは、前号以外の者をいう。

ロ 身体障害者及びその介護者

身体障害者が第1種身体障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認める者とする。身体障害者がその介護者と乗車区間、乗車券の種類及び有効期間を同一にして乗車する場合で所定の障害者手帳を呈示したときは、普通・定期・普通回数の各旅客運賃の割引をする。ただし、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限る。

(4) 知的障害者割引（知的障害者旅客運賃割引規程）

イ 知的障害者本人

(イ) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者（以下これらを「知的障害者」という。）が単独で当社線と連絡運輸の取扱をする他社線を通じて片道100キロメートルをこえる区間を旅行する場合、所定の知的障害者療育手帳を呈示したときに、普通旅客運賃の割引をする。

(ロ) 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。

a 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者及びこれよりも重度の者をいう。

(a) 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。

(注) 日常生活において常時介護を要する程度のものとは、次のいずれかに該当するものであることとされている。

・日常生活における基本的動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介助を必要とする者。

・失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行動を有し、常時注意と指導を必要とする者。

(b) 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。

(注) 知能指数が50以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当するものとされている。

b 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。

ロ 知的障害者及びその介護者

知的障害者が第1種知的障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。この場合の介護者は鉄道係員が介護能力があると認める者とする。知的障害者がその介護者と乗車区間、乗車券の種類及び有効期間を同一にして乗車する場合で所定の知的障害者療育手帳を呈示したときは、普通・定期・普通回数各旅客運賃の割引をする。ただし、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限る。

(5) 戦没者遺族割引（戦没者遺族旅客運賃割引規程）

靖国神社に合祀された戦没者の遺族が、靖国神社に参拝のため往復乗車する場合、所定の割引証を差し出したときに適用する。

第3 乗継運賃

京王電鉄京王線（以下「京王線」という。）又は京王電鉄競馬場線（以下「競馬場線」という。）と東日本旅客鉄道南武線（以下「南武線」という。）又は東日本旅客鉄道武蔵野線（以下「武蔵野線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、京王線と東日本旅客鉄道山手線（以下「山手線」という。）又は東日本旅客鉄道中央本線（以下「中央本線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、京王電鉄井の頭線（以下「井の頭線」という。）と山手線との間を相互に乗り継いで利用する場合、井の頭線と中央本線との間を相互に乗り継いで利用する場合、京王線と東京地下鉄丸ノ内線（以下「丸ノ内線」という。）又は東京地下鉄副都心線（以下「副都心線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、井の頭線と東京地下鉄銀座線（以下「銀座線」という。）又は東京地下鉄半蔵門線（以下「半蔵門線」という。）又は東京地下鉄千代田線（以下「千代田線」という。）又は副都心線との間を相互に乗り継いで利用する場合、京王線と東京都交通局新宿線（以下「新宿線」という。）又は東京都交通局大江戸線（以下「大江戸線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、京王線又は井の頭線と小田急電鉄小田原線（以下「小田原線」という。）との間を相互に乗り継いで利用す

る場合及び井の頭線と東急電鉄東横線（以下「東横線」という。）又は東急電鉄田園都市線（以下「田園都市線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合の連絡普通旅客運賃の計算方法及び適用方法は次のとおりとする。

1 適用区間

- (1) 京王線「府中」、「多磨霊園」間各駅又は同線「中河原」若しくは「聖蹟桜ヶ丘」各駅又は京王線東府中経由競馬場線「府中競馬正門前」駅と分倍河原接続南武線「西府」若しくは「谷保」各駅又は同線「府中本町」駅又は南武線府中本町経由武蔵野線「北府中」駅相互間
- (2) 京王線「初台」、「笹塚」間各駅と新宿接続山手線「新大久保」若しくは「高田馬場」各駅、又は同線「代々木」若しくは「原宿」各駅、新宿接続中央本線「大久保」若しくは「東中野」各駅、又は同線「代々木」、「信濃町」間各駅相互間
- (3) 井の頭線「神泉」、「東松原」間各駅と渋谷接続山手線「原宿」若しくは「代々木」各駅、又は同線「恵比寿」駅相互間
- (4) 井の頭線「井の頭公園」、「高井戸」間各駅と吉祥寺接続中央本線「西荻窪」又は「三鷹」各駅相互間
- (5) 京王線「初台」、「笹塚」間各駅と新宿接続丸ノ内線「西新宿」、「中野坂上」若しくは「新中野」又は「中野新橋」各駅、又は同線「新宿三丁目」若しくは「新宿御苑前」各駅、新宿接続丸ノ内線新宿三丁目経由副都心線「東新宿」若しくは「北参道」各駅相互間
- (6) 井の頭線「神泉」、「東松原」間各駅と渋谷接続銀座線「表参道」若しくは「外苑前」各駅又は半蔵門線「表参道」若しくは「青山一丁目」各駅又は副都心線「明治神宮前」若しくは「北参道」各駅又は銀座線・半蔵門線表参道経由千代田線「明治神宮前」若しくは「乃木坂」各駅又は副都心線明治神宮前経由千代田線「代々木公園」若しくは「表参道」各駅相互間
- (7) 京王線「初台」、「笹塚」間各駅と新宿接続新宿線「新宿三丁目」若しくは「曙橋」各駅、新宿接続大江戸線「都庁前」若しくは「西新宿五丁目」各駅又は同線「代々木」若しくは「国立競技場」各駅相互間
- (8) 井の頭線「新代田」、「西永福」間各駅又は「池ノ上」、「渋谷」間各駅又は井の頭線明大前経由京王線「笹塚」、「桜上水」間各駅と下北沢接続小田原線「東北沢」、「参宮橋」間各駅又は同線「世田谷代田」、「経堂」間各駅相互間
- (9) 京王線「初台」、「笹塚」間各駅と新宿接続小田原線「南新宿」、「代々木上原」間各駅相互間
- (10) 井の頭線「神泉」、「東松原」間各駅と渋谷接続東横線「代官山」若しくは「中目黒」各駅又は田園都市線「池尻大橋」若しくは「三軒茶屋」各駅相互間

2 運賃の計算方法

(1) 大人

大人普通旅客運賃から10円を差し引いた額

(2) 小児

小児普通旅客運賃から5円を差し引いた額とし、10円未満のは数計算は行わない。ただし、京王線と山手線又は中央本線との乗継の場合及び井の頭線と山手線との乗継の場合及び井の頭線と中央本線との乗継の場合は、小児普通旅客運賃から10円を差し引いた額とする。

3 適用方法

第2の2のとおり

別表 1

普通旅客運賃

(参考)※

キロ程 (キロメートル)	1円単位運賃 (円)	10円単位運賃 (円)	税抜運賃 (円)
1	140	140	128
2	140	140	128
3	140	140	128
4	140	140	128
5	160	160	146
6	160	160	146
7	188	190	171
8	188	190	171
9	188	190	171
10	209	210	190
11	209	210	190
12	209	210	190
13	230	230	209
14	230	230	209
15	230	230	209
16	273	280	249
17	273	280	249
18	273	280	249
19	273	280	249
20	314	320	286
21	314	320	286
22	314	320	286
23	314	320	286
24	314	320	286
25	356	360	324
26	356	360	324
27	356	360	324
28	356	360	324
29	356	360	324
30	356	360	324
31	388	390	353
32	388	390	353
33	388	390	353
34	388	390	353
35	388	390	353

(参考)※

キロ程 (キロメートル)	1円単位運賃 (円)	10円単位運賃 (円)
36	388	390
37	388	390
38	409	410
39	409	410
40	409	410
41	409	410
42	409	410
43	409	410
44	409	410
45	430	430
46	430	430
47	430	430
48	430	430
49	430	430
50	430	430
51	430	430
52	430	430

税抜運賃 (円)
353
353
372
372
372
372
372
372
372
372
391
391
391
391
391
391
391
391
391

※参考として表示した「税抜運賃」とは、令和5年3月24日申請の消費税を含んだ普通旅客運賃に110分の10を乗じ算出した税額を同運賃から減額した額をいう。この「税抜運賃」は普通旅客運賃を算出するための基礎となる運賃である。

別表 2

定期旅客運賃（大人1か月）

通勤定期旅客運賃

キロ程 (キロメートル)	運賃 (円)	キロ程 (キロメートル)	運賃 (円)
1	5,240	27	13,330
2	5,240	28	13,330
3	5,240	29	13,330
4	5,240	30	13,330
5	5,990	31	14,530
6	5,990	32	14,530
7	7,040	33	14,530
8	7,040	34	14,530
9	7,040	35	14,530
10	7,820	36	14,530
11	7,820	37	14,530
12	7,820	38	15,310
13	8,610	39	15,310
14	8,610	40	15,310
15	8,610	41	15,310
16	10,220	42	15,310
17	10,220	43	15,310
18	10,220	44	15,310
19	10,220	45	16,100
20	11,760	46	16,100
21	11,760	47	16,100
22	11,760	48	16,100
23	11,760	49	16,100
24	11,760	50	16,100
25	13,330	51	16,100
26	13,330	52	16,100

通学定期旅客運賃

キ ロ 程 (キロメートル)	運 賃 (円)	キ ロ 程 (キロメートル)	運 賃 (円)
1	1,870	27	3,890
2	1,870	28	3,890
3	1,870	29	3,890
4	1,870	30	3,890
5	2,040	31	4,290
6	2,040	32	4,290
7	2,270	33	4,290
8	2,270	34	4,290
9	2,270	35	4,290
10	2,620	36	4,290
11	2,620	37	4,290
12	2,620	38	4,510
13	2,860	39	4,510
14	2,860	40	4,510
15	2,860	41	4,510
16	3,200	42	4,510
17	3,200	43	4,510
18	3,200	44	4,510
19	3,200	45	4,630
20	3,550	46	4,630
21	3,550	47	4,630
22	3,550	48	4,630
23	3,550	49	4,630
24	3,550	50	4,630
25	3,890	51	4,630
26	3,890	52	4,630

運 輸 に 関 す る 料 金

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1. 座席指定料金 | | 410円(均一) |
| ただし旅客が係員の承諾を得ずに、かつ、事前に座席指定券を購入せずに座席指定列車に乗車した場合は、次の額を加算した額とする。 | | |
| 座席指定券 | 1枚につき | 290円 |
| 2. 貸切車の留置料 | | |
| 客車 1両 2時間までごとに | | 1,980円 |
| 3. 貸切扱取消の場合の回送料 | | |
| 客車 1両 1キロメートルにつき | | 240円 |
| 4. 乗車券の方向変更及び経路変更手数料 | | 無 料 |
| 5. 団体乗車券の行程変更手数料 | | 無 料 |
| 6. 再收受した旅客運賃の払いもどし手数料 | | |
| 普通乗車券 | 1枚につき | 140円 |
| ただし連絡に係るもの | 1枚につき | 220円 |
| 7. 団体乗車券又は貸切乗車券紛失再発行手数料 | | 無 料 |
| 8. 旅行開始前の旅客運賃の払いもどし手数料 | | |
| 普通乗車券 | 1枚につき | 140円 |
| ただし連絡に係るもの | 1枚につき | 220円 |
| その他の乗車券 | 1枚につき | 220円 |
| 9. 定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし手数料 | | |
| 1枚につき | | 220円 |
| 10. 旅行中止による旅客運賃の払いもどし手数料 | | |
| 普通乗車券 | 1枚につき | 140円 |
| ただし連絡に係るもの | 1枚につき | 220円 |
| その他の乗車券 | 1枚につき | 220円 |
| 11. 座席指定料金の払いもどし手数料 | | |
| 座席指定券 | 1枚につき | 100円 |
| 12. 入場料 | | 大人140円 小児70円 |

13. 有料手回り品料金

無料手回り品の制限をこえるもの1回について、持込区間の小児普通旅客運賃（10円単位運賃）に相当する額